

2026 年 7 月

d カード利用規約（会員規約）

本規約は、d カード契約の申込みをして、株式会社 NTT ドコモ・フィナンシャルグループ（以下「当社」といいます）から承諾を受けた方と、当該承諾をした当社との間に適用されます。

記

第 1 部 一般条項

〈第 1 章 総則〉

第 1 条（サービス概要）

会員は、本規約に定めるところに従って、当社が提供するサービスである d カードサービスを利用することができます。d カードサービスの機能の詳細は、サービスサイトに記載します。

第 2 条（定義）

本規約におけるそれぞれの用語の意味は、次のとおりです。

（1）「d カードサービス」

対応携帯電話端末、その他対応機器に搭載された非接触型 IC チップ又は d カードを利用するシステムを用いた次に掲げるサービス

- ①「ショッピングサービス」 加盟店と会員との間の商品若しくは権利の売買又は役務提供の取引（以下これらを「ショッピング取引」といいます）の代金の決済を行うサービス
- ②「キャッシングサービス」 現金自動預払機（以下「ATM 機」といいます）又は現金自動支払機（以下「CD 機」といい、ATM 機と CD 機を総称して「ATM 機等」といいます）等を利用して本会員に対する金銭の貸付を行うサービス
- ③ 前各号に付随するサービス

（2）「d カード契約」

当社と本会員との間で成立する契約であって、本規約の定めを内容とする d カードサービスをご利用いただくための契約

(3)「本会員」

本規約を承諾の上、当社に対し d カード契約を申し込み、当社がこれを承諾した方

(4)「家族会員」

本会員が d カードサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、本規約の定めに従うことを承認した家族で、当社がこれを承諾した方

(5)「会員」

本会員と家族会員の総称

(6)「ケータイ iD」

次のいずれかのもの

①当社指定アプリが搭載された対応携帯電話端末で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップにカード情報が登録されているもの

②その他対応機器で、かつこれに搭載された非接触型 IC チップに、当社指定の方法によりカード情報が登録されているもの

(7)「ケータイ iD サービス」

d カードサービスのうち、ケータイ iD を使用するもの（第 5 1 条に従ってケータイ iD のカード情報等を使用する場合を含みます）

(8)「d カード」

当社が発行して会員に貸与する IC チップを搭載したプラスチックカード

d カードは、iD サービスを利用することができる機能（以下、d カードに搭載された当該機能を「d カード iD 機能」といいます）が搭載されており、また株式会社 NTT ドコモ（以下「ドコモ」といいます）が別途定める「d ポイントクラブ特約」に基づき d ポイント加盟店で共通ポイントサービスを受けるために必要となるカードとしての機能を有しています。

(9)「カードサービス」

d カードサービスのうち、d カードを使用するもの（第 1 5 条に定める「券面情報」又は d カードに搭載された非接触型 IC チップを使用する場合を含みます）

(10)「カード型 iD サービス」

カードサービスのうち、d カード iD 機能を使用するもの

(11)「ケータイ iD 会員番号」

ケータイ iD サービスの利用のために、当社又は当社が指定する者が、対応携帯電話端末又はその他対応機器に発行する 1 6 桁の識別番号

(12)「カード会員番号」

当社がカードサービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の 1 6 桁の識別番号

(13)「d カード用 iD 会員番号」

当社がカード型 iD サービスの利用のために会員に対して付与する会員固有の 1 6 桁の

識別番号

(14)「会員番号」

ケータイ iD 会員番号、カード会員番号及び d カード用 iD 会員番号の総称

(15)「暗証番号」

d カードサービスの利用時に、利用者が会員本人であることを確認する目的で、加盟店、ATM 機等又は当社指定アプリ若しくは会員専用サービスサイト等において入力求められる 4 桁の番号

(16)「対応携帯電話端末」

非接触型 IC チップを搭載した当社指定の携帯電話端末

(17)「その他対応機器」

対応携帯電話端末を除く、非接触型 IC チップを搭載した当社指定の機器

(18)「携帯電話番号」

当社が別に指定する回線契約(以下「回線契約」といいます)に基づき割り振られる電気通信番号

(19)「キャリアフリー d アカウント」

ドコモが別に定める「d アカウント規約」に定義されるキャリアフリー d アカウント

(20)「ご利用携帯電話番号」

次の①～④に定めるものとして、会員から当社へ届出のあった携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント

① d カードサービスの一部を利用するにあたって、会員本人であることを確認する目的で利用されるもの

② 第 11 条に定める付帯サービス等の一部のサービスの対象を特定するために利用されるもの

③ 第 12 条に定めるポイントプログラムの提供を受けるために利用されるもの

④ 第 41 条に基づき、当社からのご案内を受信するもの

(21)「カード情報」

ケータイ iD 会員番号、有効期限、総利用枠、d カードサービス利用額その他会員に関する情報

(22)「当社指定アプリ」

ケータイ iD サービスを利用するために、対応携帯電話端末又はその他対応機器の非接触型 IC チップに対して、カード情報の書き込み及び読み出しを行うための当社がサービスサイト等で指定するアプリケーション(当社が提供する「d カードアプリ」を含み、以下同様とします)

(23)「ショッピング利用代金」

各会員(家族会員がいる本会員の場合は家族会員を含みます。以下同様とします)のケータイ iD、d カード又は会員番号を用いてショッピングサービスが利用されることに

より、本規約に基づき当社が本会員に支払を求める代金（本規約に基づき発生する手数料を含みます）

（24）「キャッシング利用代金」

各会員のケータイ iD、d カード又は会員番号を用いてキャッシングサービスが利用されることにより、本規約に基づき当社が本会員に支払を求める代金（本規約に基づき発生する利息、ATM 等手数料を含みます）

（25）「d カード利用代金」

ショッピング利用代金及びキャッシング利用代金の総称

（26）「加盟店」

ショッピングサービスを利用したショッピング取引の取扱いを行うことができる者として、当社又は提携クレジット会社が指定する者

（27）「iD サービス」

当社が展開する「iD」のブランド名で提供されるクレジットによる代金決済その他の金融サービス

（28）「sp モード」

ドコモが提供するスマートフォン向けプロバイダ（ISP）

（29）「ahamo インターネット接続サービス」

ドコモが別に定める「ahamo インターネット接続サービスご利用規則」に規定するahamo 利用者向けインターネット接続サービス

（30）「irumo インターネット接続サービス」

ドコモが別に定める「irumo インターネット接続サービスご利用規則」に規定するirumo 利用者向けインターネット接続サービス

（31）「ドコモ mini インターネット接続サービス」

ドコモが別に定める「ドコモ mini インターネット接続サービスご利用規則」に規定するドコモ mini 利用者向けインターネット接続サービス

（32）「ドコモ UIM カード」

携帯電話番号その他の情報を記憶できるカードであって、回線契約に基づきお客様に貸与されるカード

（33）「iD 提携クレジット会社」

iD サービスの取扱いについて当社と提携する銀行及びクレジット会社

（34）「Mastercard 提携クレジット会社」

Mastercard と提携する銀行及びクレジット会社

（35）「Visa 提携クレジット会社」

Visa Worldwide と提携する銀行及びクレジット会社

（36）「提携クレジット会社」

iD 提携クレジット会社、Mastercard 提携クレジット会社及び Visa 提携クレジット会

社その他当社と提携したクレジット会社の総称

(37)「サービスサイト」

d カードサービスに関する情報を掲載した当社のインターネットウェブサイト<<https://dcard.docomo.ne.jp>>(当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします)

(38)「会員専用サービスサイト」

会員向けの当社のインターネットウェブサイト<<https://dcard.docomo.ne.jp/dsw/top/>> (当該 URL 配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がその URL を変更した場合は、変更後の URL とします)。

第3条 (d カードサービスの種類等)

1 d カードサービスの種類及び支払区分は、以下の表のとおりとし、その具体的内容は、第2部及び第3部で定めます。

種類	支払区分
ショッピングサービス	1 回払い
	2 回払い
	ボーナス払い
	リボルビング払い
	分割払い(3 回以上の回数による分割払いをいい、ボーナス併用分割払いを含みます。以下同様とします)
	スキップ払い
キャッシングサービス	
	1 回払い(国内・海外)
	リボルビング払い(国内)

2 前項に定める d カードサービスの種類又は支払区分の一部について、加盟店の機器設置状況その他の事情により、ご利用になれない場合があります。

〈第2章 d カード契約の締結〉

第4条 (契約申込み)

本会員として d カードサービスの利用を希望する個人は、本規約に定める各条項が契約内容となることを承諾の上、当社に対し、当社指定の方法に従いオンライン又は書面によって d カード契約締結の申込み(以下「契約申込み」といい、契約申込みをした方を「契約申込み者」といいます)をしてください。但し、満18歳未満の方は、契約申込みをすることができません。また、満30歳以上の方は、「d カード GOLD U」のサービス区分への契約申

込みをすることができません。

第5条（契約申込みに対する承諾）

- 1 当社は、契約申込み者の審査を行った上でこれを適格と認めたときは、当該契約申込み者に d カードサービスの利用を承諾します。
- 2 本会員と当社との d カード契約は、当社が前項の承諾をした上、当社所定の手続きを完了したときに成立し（以下、当社が当該手続きを完了した日を「契約締結日」といいます）、これにより本規約が本会員と当社との間に適用されます。なお、一人の方が複数の d カード契約をすることはできません。
- 3 契約申込み者が以下のいずれかの事由に該当する場合には、当社は、第1項の承諾をしない場合があります。
 - （1）本会員を契約名義人とする回線契約に係る料金又は本会員がご利用携帯電話番号として当社へ届け出たキャリアフリー d アカウントで契約している当社若しくはドコモが提供するサービスに係る料金のお支払状況が当社指定の基準を満たしていないとき
 - （2）「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の①の各号のいずれかに該当し若しくは該当するおそれがあり、又は②の各号のいずれかに該当する行為を行い若しくは行うおそれのあるとき
 - （3）前各号に定めるほか、当社が定める条件を満たさないとき

第6条（家族会員）

- 1 契約申込み者及び本会員は、本条に定める事項の責任を負うことを承認した家族で、当社が適格と認めた者を d カードサービスの利用に係る自己の代理人として指定し、家族会員とすることを当社に申し込むことができます。
- 2 前項に基づき契約申込み者又は本会員が家族会員にする者として指定した家族を当社が家族会員とすることを承諾した場合、当該家族は家族会員となり、本会員の代理人として d カードサービスを利用することができます。
- 3 本会員は、第1項に基づき自己の代理人として指定するにあたり、当該家族会員に対し、当社が当該家族会員用に発行する d カード（以下「家族会員用 d カード」といいます）、当該家族会員用に付与するケータイ iD 会員番号その他家族会員に係るカード情報が設定されたケータイ iD（以下「家族会員用ケータイ iD」といいます）又は家族会員に係る会員番号、その有効期限若しくは暗証番号（以下すべてを総称して「家族会員用 d カード等」といいます）を使用して本規約に基づいて d カードサービスを利用する一切の権限（以下「本代理権」といいます）を授与するものとします。
- 4 本会員は、家族会員に対する本代理権の授与の撤回若しくは取消しを行う場合又は代理権の消滅事由がある場合には、当社指定の方法により当社に対して、家族会員による d カ

ードサービスの利用の終了を申し出るものとします。但し、当該申出を行う前に本代理権が消滅したことを当社に対して主張することはできません。

- 5 家族会員による家族会員用 d カード等を使用した d カードサービスの利用は、すべて本会員の代理人としての利用とみなされ、本会員は、家族会員による d カードサービス利用に基づく一切の支払債務を負担するものとします。また、本会員は、家族会員用 d カード等による d カードサービスの利用によって生じるすべての責任を負うものとします。
- 6 本会員は、家族会員に対し、本規約の各規定を遵守させるものとし、家族会員が本規約を遵守しなかったことにより当社が被った損害の賠償について、当社に対し連帯して責任を負うものとします。
- 7 本会員の d カードサービスのサービス区分が変更となった場合には、家族会員が利用できる d カードサービスについても当該変更後のサービス区分に従うものとします。
- 8 家族会員は、d カードサービスの利用の終了を希望するときは、当社指定の方法により当社に対して届け出るものとします。この場合、家族会員は、当社が届出を受理した時に家族会員としての地位に基づく権利を喪失します。また、家族会員は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、当社から何らの通知又は催促等なしに、家族会員としての地位に基づく権利を当然に喪失します。
 - (1) 本会員と当社との間の d カード契約が終了したとき
 - (2) 第 4 項に基づき本会員が当該家族会員による d カードサービスの利用を終了したい旨の申出をしたとき
 - (3) 家族会員が死亡したとき又は家族会員の親族等から当該家族会員が死亡した旨の連絡があったとき
- 9 本会員及び各家族会員は、当該家族会員が家族会員としての地位に基づく権利を喪失した場合は、直ちに当該家族会員用のケータイ iD に記録されているカード情報を削除しなければなりません。なお、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、家族会員、本会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。また、この場合には、本会員は、当該家族会員用 d カードを切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 10 会員が前項に違反した場合であって、当該家族会員以外の第三者が当該家族会員の家族会員用 d カード等を利用したときは、当社は、当該利用を当該家族会員本人による利用として取り扱い、本会員は、これにより発生する d カード利用代金を支払うものとします。

第 7 条 (サービス区分)

- 1 d カードサービスには、「d カード」、「d カード GOLD U」、「d カード GOLD」及び「d カード PLATINUM」のサービス区分があります。

- 2 サービス区分により、年会費、総利用枠、各利用枠、付帯サービス等及び利用方法等が異なることがあります。

第8条（契約締結時等の通知等）

- 1 当社は、第5条第1項の承諾又は第6条第2項の承諾をする際、各会員に対し、各会員用のカード会員番号及びdカード用iD会員番号を付与し、契約申込み時に届け出た本会員の住所宛に、当社が当該会員に対するdカードサービスの提供会社になる旨並びにカード会員番号及びdカード用iD会員番号、カード会員番号及びdカード用iD会員番号の有効期限、サービス区分、総利用枠及び各利用枠その他の当社指定の事項（以下「当社指定事項」といいます）を通知します。
- 2 当社は、当社が認めた場合でかつ会員の同意が取得できた場合に限り、前項の通知に先立ち電磁的方法により当社指定事項に係る通知を行います。
- 3 当社は、第15条に基づき、本会員に対して、第1項の通知と併せて、各会員用のdカードを発行します。

第9条（年会費）

- 1 本会員は、当社に対し、当社が別途定める年会費を、当社指定の支払方法によりお支払いいただきます。
- 2 前項の年会費の金額及び支払期日は、前条の通知と併せて通知します。
- 3 お支払いいただいた年会費は、本規約に別段の定めがある場合又は当社が別に定める場合を除き、理由の如何を問わず返還しません。

第10条（総利用枠・各利用枠）

- 1 当社は、審査の上、本会員につき、dカードサービス全体の利用枠（以下「総利用枠」といいます）を当社指定の方法により定めます。会員は、本会員による当社への支払が済んでいないdカード利用代金（本会員のケータイiD、dカード又は会員番号によるdカードサービスの利用に係るもののほか、家族会員のケータイiD、dカード又は会員番号によるdカードサービスの利用を含みます）の残高（以下「未支払残高」といいます）を合算した金額が総利用枠を超えない範囲でdカードサービスを利用することができます。
- 2 当社は、審査の上、前項の総利用枠の範囲内で、第3条のdカードサービスの種類及び支払区分について、以下の各号の利用枠（以下「各利用枠」といいます）を定めることができます。
 - （1）ショッピングサービスの利用枠※1
 - （2）ショッピングサービスのリボルビング払いの利用枠
 - （3）ショッピングサービスの分割払い等の利用枠※2
 - （4）キャッシングサービスの利用枠※3

※1 上記（１）の利用枠については、すべてのショッピングサービス（１回払い、２回払い、ボーナス払い、リボルビング払い、分割払い、スキップ払い）の共通の利用枠を定めるものであり、例えば、上記（２）（３）の利用枠の合算額が上記（１）の利用枠を超える場合でも上記（１）の利用枠が上限額となります。

※2 上記（３）の利用枠については、ショッピングサービスの２回払い、ボーナス払い、分割払い及びスキップ払いの共通の利用枠を定めるものとします。

※3 上記（４）の利用枠については、キャッシング１回払い（国内・海外）及びキャッシングリボ（国内）の共通の利用枠を定めるものとします。

- 3 会員は、各 d カードサービスに係る未支払残高が当該利用枠を超えない範囲で前項の各利用枠に対応する当該 d カードサービスを利用することができます。但し、前項第 2 号及び第 3 号の利用枠に対応する d カードサービス（ショッピングサービスの２回払い、ボーナス払い、リボルビング払い、分割払い及びスキップ払い）は、これらのサービスに係る未支払残高の合計が前項第 1 号のショッピングサービスの利用枠を超えず、かつ、前項第 2 号又は第 3 号のいずれか低い方の利用枠を超えない範囲でのみ利用できます。
- 4 会員が本条に定める総利用枠又は各利用枠を超えて d カードサービスを利用した場合にも、本会員は、その支払の責めを負います（なお、事務手続き上の都合により、総利用枠又は各利用枠を超える d カードサービスの利用が可能となる場合がありますので、ご注意ください）。この場合において、会員が２回払い、ボーナス払い、リボルビング払い、分割払い又はスキップ払いを指定したショッピングサービスについて、第 2 項第 2 号又は第 3 号の利用枠を超過して利用したときは、その超過した金額の全額を１回払いの扱いとしてお支払いいただきます。
- 5 当社は、本会員の信用状態が悪化したと認めた場合、当社が定める所定の期限毎に総利用枠又は各利用枠の見直しを行った結果により当社が必要と認めた場合、d カードサービス又は当社若しくはドコモが提供する他の金融・決済サービスに関し、マネー・ローンダリング（その前提犯罪も含む）、テロ資金供与、拡散金融若しくは経済制裁等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき及び貸金業法、割賦販売法、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」、その他マネー・ローンダリング、テロ資金供与、拡散金融、経済制裁に関連する法令等（行政機関や一般社団法人日本クレジット協会又は日本貸金業協会が公表する運用基準、告示、ガイドライン等を含みますが、これらに限りません。以下、総称して「関連法令等」といいます）により当社が必要と認めた場合、又は当社が定める本人確認等手続きが完了しない場合等、当社が必要と認めた場合には、特段の通知を要せず本条に定める総利用枠又は各利用枠を減額すること（その額を 0 円とすることを含みます）又はこれらの枠に係る d カードサービスについて利用停止の措置を講ずることができます。
- 6 当社は、必要に応じて本会員に総利用枠又は各利用枠の見直しを行うために必要な書類の提出及び事実の照会を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。

- 7 会員は、現金化を目的として、商品、現行紙幣・貨幣、サービス等（これらと同様に使用できる証票等を含みます）の購入にショッピングサービスの利用枠を使用してはなりません。また、現金化を目的として、商品を転売しあるいは委託販売する等、手法及びその名目の如何を問わず、実質的に現金化と同視できる取引などにショッピングサービスの利用枠を使用してはなりません。現金化を目的とするショッピングサービスの利用には、次の各号に定めるものに係る利用が含まれますが、これに限られないものとします。
- (1) 買取業者等が、会員に宝飾店、ブランド店、家電量販店等で商品等をショッピングサービスを利用して購入させ、購入した商品等を買取業者等が買い取る、又は第三者に売却するものとして、購入金額等から手数料を差し引いた金額若しくは購入金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (2) 販売業者等が、会員に販売業者等の店舗や販売業者等が指定する店舗で販売している商品等を、ショッピングサービスを利用して購入させ、購入を条件に購入金額から手数料を差し引いた金額若しくは購入金額に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (3) 販売業者等が、会員に販売業者等の店舗や指定する店舗等で販売している商品等を、ショッピングサービスを利用して購入させ、購入した商品等につき販売業者等が買い戻しや返品を受け、又は別の買取業者等が買い取りを行い、買戻金額等から手数料を差し引いた金額若しくは買戻金額等に利益を上乗せした金額に相当する現金やポイント等を会員に付与するとしているもの
 - (4) 金券類、暗号資産、貴金属類、ブランド品、家電製品等の換金性の高い商品等の購入を社会通念上相当とは認められない頻度若しくは金額にて行うもの
 - (5) 上記各号に類すると当社が判断するもの
- 8 会員は、前項に違反したことにより、販売業者等あるいは第三者と紛議になった場合であっても、当該紛議を自らの責任において解決するものとし、当該紛議を理由に、当社に対するカード利用代金等の債務の支払を拒むことはできないものとします。
- 9 当社は、本条第5項に定めるほか、当社が適当と認めた場合であって、本会員からの要請がある場合には、本条に定める総利用枠又は各利用枠の変更をすることがあります。但し、第2項第1号、第2号及び第3号の利用枠、及び総利用枠の増額については、本会員の要請がない場合であっても当社が適当と認めたとき（本会員から異議のある場合を除きます）は、会員に対して通知をすることなく、増額をすることがあります。

第11条（付帯サービス等）

- 1 会員は、当社が別に定めるところに従い、当社又は当社が指定する者が提供する付帯サービス及び特典（以下「付帯サービス等」といいます）を利用することができます。但し、会員の d カード契約又はご利用携帯電話番号にかかる契約の契約状況等の事情により利

用できる付帯サービス等が限定される場合があります。また、当社は、会員が利用できる付帯サービス等及びその内容を予告なく変更又は廃止する場合があります、これにより会員に損害が生じた場合であっても、当社は、その損害を賠償する責任を負いません。

- 2 会員が利用できる付帯サービス等及びその内容については、当社指定の方法により、別途当社から本会員に対しお知らせします。
- 3 付帯サービス等の利用に関する規約等があるときは、会員には、これに従って、付帯サービス等をご利用いただきます。
- 4 会員は、第6条第8項、第36条第2項又は第37条に従い、会員としての地位に基づく権利を喪失したときは、付帯サービス等を利用する権利についても当然に失います。

第12条（ポイントプログラム）

- 1 本条に定める d カードサービスに係るポイントプログラムにおいて、当社は d カード利用代金に応じ、d ポイントを進呈します。d ポイントの進呈及び利用に関する条件等は、ドコモが定める「d ポイントクラブ会員規約」及びサービスサイト等に定めるところによります。なお、d ポイントの進呈の対象となる d カード利用代金には、キャッシングサービス利用分や利息、各種ローン、リボ払い・分割払い・スキップ払い手数料、年会費、その他当社が指定する代金は含まれません。
- 2 d カードは、ドコモが別途定める「d ポイントクラブ特約」で定める「d ポイントカード」としての機能を有します。なお、d ポイントカードの利用者として登録できるのは、d カードの契約名義人に限られます。
- 3 当社は、d カードサービスに係るポイントプログラム及びその内容を予告なく変更又は廃止する場合があります。

第13条（ご利用携帯電話番号の届出）

- 1 契約申込み者及び本会員は、自身のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届け出できるキャリアフリー d アカウントは、契約申込み者及び本会員に対して発行されたものに限られます）を当社へ届けるものとし、当社は、これに基づき、契約申込み者又は本会員から届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを本会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。
 - (1) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、契約申込み者又は本会員が、ご利用携帯電話番号として利用することについて当該携帯電話番号の契約名義人の許諾を得ていないとき
 - (2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約においてドコモの sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接

続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（但し、ドコモが別途定める 5G サービス契約約款に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号 を届け出る場合を除きます）

- (3) 当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントが本会員以外の方のご利用携帯電話番号として登録されている場合

2 本会員は、第 6 条第 1 項に基づき家族会員を指定する際に、家族会員のご利用携帯電話番号として、携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウント（ご利用携帯電話番号として届出できるキャリアフリー d アカウントは、当該家族会員に対して発行されたものに限られます）を届け出るものとします。また、家族会員のご利用携帯電話番号として、キャリアフリー d アカウントを当社へ届け出る場合及び会員専用サービスサイトより第 6 条第 1 項に基づく申込みを行う場合は、家族会員自ら届出を行うものとします（この場合、家族会員のご利用携帯電話番号の届出は、家族会員用 d カード発行後の手続きとなります）。なお、家族会員用 d カード発行後は、家族会員自らが当社に対し、自己のご利用携帯電話番号の届出を行うことができます。当社は、これに基づき、届出のあった当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントを当該家族会員のご利用携帯電話番号として登録します。但し、以下のいずれかに該当する場合は登録できません。

- (1) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該家族会員が、ご利用携帯電話番号として利用することについてご利用携帯電話番号の回線契約の契約名義人の承諾を得ていないとき
- (2) 携帯電話番号の届出がなされた場合であって、当該携帯電話番号の回線契約においてドコモの sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスを使用するための契約が締結されていないとき（但し、ドコモが別途定める「5G サービス契約約款」に基づく契約のうち、home5G プランを契約している携帯電話番号及び 5G home でんわ契約において割り振られる 070、080 若しくは 090 から始まる携帯電話番号を届け出る場合を除きます）
- (3) 当該携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントが当該家族会員以外の方のご利用携帯電話番号として登録されている場合

3 本会員又は家族会員は、第 1 項及び第 2 項に基づく各会員に係るご利用携帯電話番号の届出について、各会員自身が携帯電話番号の契約名義人（以下「ご利用携帯電話番号の契約名義人」といいます）でない場合も、各会員に係るご利用携帯電話番号として当該携帯電話番号を届け出て、登録を受けることができます（以下、ご利用携帯電話番号の契約名義人が会員本人でない場合の会員を「ご利用携帯電話番号異名義利用者」といいます）。なお、本会員又は家族会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合は、d カード契約締

結後に別途サービスサイトからご利用携帯電話番号を登録する必要があります。

- 4 ご利用携帯電話番号異名義利用者である会員は、第41条に定める当社からのご案内に係る電子メール（第19条第4項で定義されるものを指します）が、会員でないご利用携帯電話番号の契約名義人に到達する可能性をあらかじめ承諾することとします。
- 5 契約申込み者及び会員が本条に基づくご利用携帯電話番号の届出を行わない場合には、会員は、dカードサービス、ポイントプログラム、付帯サービス等、当社指定アプリその他のサービス（ドコモ及び当社が指定する者が提供するものを含みます）の一部又は全部が利用できない場合があります、当社はこれについて責任を負いません。

第14条（ご利用携帯電話番号の取扱い）

- 1 本会員は、ご利用携帯電話番号の変更を当社に申し出ることができ、家族会員は、自己のご利用携帯電話番号の変更を当社に申し出ることができます。この場合、当社は、会員の申し出た携帯電話番号又はキャリアフリーdアカウントを会員の新たなご利用携帯電話番号として登録します。
- 2 会員のご利用携帯電話番号について、次の各号の事由が生じたとき（会員のご利用携帯電話番号に係る携帯電話の回線契約に関する変更内容について、当社がドコモから提供を受け、当社が次の各号の事由が生じたことを知ったときを含みます）は、当社は、当社が特に認めた場合を除き、当該ご利用携帯電話番号の登録を抹消します。
 - (1) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話の回線契約について、名義変更が行われた場合
 - (2) ご利用携帯電話番号に係る携帯電話の回線契約が解約等により終了した場合
 - (3) 会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合で、以下の①～②に該当するとき
 - ①ご利用携帯電話番号の契約名義人が当該ご利用携帯電話番号について、会員がご利用携帯電話番号として利用することを停止するよう当社に申し出たとき
 - ②ご利用携帯電話番号の契約名義人が当該ご利用携帯電話番号を自己のご利用携帯電話番号として登録するよう当社に申し出たとき
- 3 会員は、会員のご利用携帯電話番号について、前項各号の事由が生じることを知ったときは、会員の責任において事前にケータイiDに記録された会員のカード情報を削除してください。なお、会員がカード情報を削除すべき場合にカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイiDサービスを利用されてしまった場合でも、dカード利用代金は、第20条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 4 第2項に基づき会員のご利用携帯電話番号が抹消された場合、会員は、第13条の定めに従い、当社に対して再度ご利用携帯電話番号を届け出るものとします。なお、ご利用携帯電話番号の再登録が完了するまでは、dカードサービス、ポイントプログラム、付帯サービス等、当社指定アプリその他のサービス（ドコモ及び当社が指定する者が提供するものを含みます）の一部又は全部が利用できない場合があります。
- 5 当社は、ご利用携帯電話番号に係る携帯電話の番号変更（以下「改番」といいます）

があった場合、ご利用携帯電話番号の登録を改番後の番号に変更することがあります。
なお、この場合、ご利用携帯電話番号異名義利用者の場合も、あらかじめご利用携帯電話番号異名義利用者に通知し又は承諾を得ることなく、ご利用携帯電話番号を改番後の番号に変更いたしますのであらかじめご了承ください。

〈第3章 d カードサービスに関する管理等〉

第1節 d カードサービスに関する管理

第15条 (d カードの貸与と取扱い)

- 1 当社は、本会員に対して、第8条、第16条、第16条の2又は第17条に基づき、本会員の氏名のほか、カード会員番号、d カード用 iD 会員番号及びその有効期限並びにセキュリティコード等（以下、会員の氏名を除くこれらの情報を総称して「券面情報」といいます）を印字した本会員のサービス区分に応じた本会員用 d カードを発行し、これを貸与します。また、当社は、家族会員については第6条第2項の承認を受けた本会員に対して、第8条、第16条、第16条の2又は第17条に基づき本会員のサービス区分に応じて、当該家族会員の氏名のほか、当該家族会員の券面情報を印字した家族会員用 d カードを発行し、これを貸与します。
- 2 前項の d カードは、本会員の届出住所宛に送付する方法により交付します。なお、家族会員用の d カードを受領した本会員は、家族会員用 d カードを当該家族会員に交付してください。
- 3 第2項の d カードの交付（家族会員の場合は本会員からの交付）を受けた会員は、当該 d カードに署名欄がある場合、直ちに署名欄に自署してください。d カード発行後も、当社及び加盟店は必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、会員は、これに応じてください。
- 4 d カードの所有権は、当社に属します。d カードは、印字された会員本人以外は使用してはなりません。
- 5 会員は、当該会員用の d カードの使用、保管及び管理について、善良な管理者の注意をもって行ってください。会員は、当該会員用の d カードを他人に貸与、譲渡、質入れ又は寄託してはならず、また、d カードを他人に使用させてはなりません。
- 6 本会員は、自己の券面情報を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員及び各家族会員は、当該家族会員の券面情報についても、他人（本会員及び当該家族会員を除きます）に知られることがないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。
- 7 会員の d カード又は券面情報を使用して d カードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取

り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではありません。

第 16 条 (d カードの有効期限と更新)

- 1 d カードの有効期限は、当社が指定します。
- 2 前項の有効期限は、d カードに記載された月の末日までとなります。
- 3 有効期限満了の 2 か月前までに本会員から解約の申出がなく、かつ、当社が会員の d カードサービスの利用を引き続き承諾する場合には、当社は、第 17 条に基づき新たな d カードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。
- 4 会員は、前項又は次条第 3 項に基づき再発行された d カードを受領したときは、有効期限経過後の従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。
- 5 有効期限内の d カードを使用した d カードサービスの利用に係る d カード利用代金の支払については、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、有効期限経過後の d カードを使用した d カードサービスの利用に係る d カード利用代金の支払についても、本規約を適用します。
- 6 会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号又はその有効期限等が変更された場合であって当社が必要と判断したときに、会員に代わって当社が、変更後の会員番号及び有効期限等を加盟店（加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます） に対し通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。

第 16 条の 2 (d カード GOLD U の更新時の取扱い)

- 1 前条第 3 項の規定にかかわらず、d カードサービスのサービス区分が「d カード GOLD U」であり、本会員の年齢が満 30 歳に達した場合であって、その直後に到来する前条第 2 項の有効期限満了の 2 か月前までに、本会員から第 2 項に定める申出がなく、かつ、当社所定の審査を行うことにより、当社が会員の d カードサービスの利用を引き続き承諾するときには、当社は、そのサービス区分を「d カード GOLD」に変更するものとします。
- 2 本会員が前項に基づく「d カード GOLD U」から「d カード GOLD」へのサービス区分変更を希望しない場合は、次のいずれかを選択することができるものとします。この場合、本会員は、前項の有効期限の 2 か月前までに、当社所定の方法により、その旨を申し出るものとします。
 - (1) サービス区分を「d カード GOLD U」又は「d カード GOLD」以外のサービス区分へ変更し、d カード契約を継続する

(2) d カード契約を解約する

- 3 第1項に基づき本会員のdカードサービスのサービス区分が「d カード GOLD」に変更された場合、又は、第2項第1号に基づき、本会員からdカードサービスのサービス区分の変更の申出があり、当社所定の審査を行い、当社がこれを認めたことにより、そのサービス区分が変更された場合、当社は、変更後のサービス区分に従い、第17条に基づき新たなdカードを再発行し、これを本会員の届出住所宛に送付します。

第17条 (カードの再発行等)

- 1 第8条、第9条第2項、第15条第1項、第16条第3項又は第16条の2第3項の規定にかかわらず、当社は、会員のdカードサービスの利用状況等に鑑み、当社が定める基準に該当した一部の会員に対して、事前に通知の上で、dカードを送付せず、会員番号及びその有効期限等を通知しない場合があります。この場合、当該会員は、当社が定める一部サービスを除き、dカードサービスを利用してはならず、インターネット取引での会員番号等の利用もしてはなりません。dカードサービスのすべての利用を希望する会員は、当社指定の方法にて当社までお申し出ください（当社からの事前の通知に対してお申し出いただくことも可能です）。当社は、お申出のあった会員に対して、速やかにdカードを送付し、会員番号及びその有効期限等を通知します。
- 2 当社は、以下の各号の事由がある場合で当社が認めたときは、本会員に対し、各会員用のdカードを再発行します。
- (1) 第16条第3項に定める事由があるとき
 - (2) 前条第3項に定める事由があるとき
 - (3) 第24条第2項の当社に対する届出の際、会員が当社指定の方法により再発行の申出を行ったとき
 - (4) dカードサービスにつき第35条の利用停止があった後、dカードサービスの提供を再開するとき（但し、既に再発行を行っている場合を除きます）
 - (5) 本会員がdカードサービスのサービス区分を変更することを希望し、当社がこれを認めたとき
 - (6) 本会員がdカードの券面デザインを変更することを希望し、当社がこれを認めたとき
 - (7) その他当社が必要と認めるとき
- 3 前項によりdカードを再発行する場合（但し、前項第1号又は第2号のいずれかに該当する場合を除きます）、本会員は当社指定の再発行手数料をお支払いいただくことがあります。
- 4 会員は、再発行されたdカードを受領したとき（但し、第2項第3号に該当する場合を除きます）又は第1項に基づきdカードの送付を受けず、会員番号及びその有効期限等

の通知を受けない場合は、第三者による不正利用等の防止のため、従前の会員の d カードを直ちに切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。また、第 1 項に基づき d カードの送付を受けず、会員番号及びその有効期限等の通知を受けない場合であっても、本会員及び家族会員は、第 15 条第 6 項に定める義務について何らの減免を受けることはありません。本会員及び各家族会員は、第 15 条第 6 項に基づき、券面情報を他人（家族会員の券面情報については本会員及び当該家族会員を除きます）に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。

第 18 条（暗証番号の設定及び管理）

- 1 本会員は、契約申込み時及び家族指定時に、各会員用の暗証番号を決定して、当社指定の方法により申し出てください。
- 2 当社は、本会員より申出のあった各会員用の暗証番号を当社指定の方法により登録します。但し、本会員からの申出がない場合又は本会員が当社の定める指定禁止番号を申し出した場合には、当社が別途指定する各会員用の暗証番号を登録し、これを本会員の届出住所宛に通知します。
- 3 本会員は、当社指定の方法により、各会員用の暗証番号を随時登録変更することができます。
- 4 家族会員について第 6 条第 2 項の承認を受けた本会員は、前三項に基づき登録された当該家族会員用暗証番号を当該家族会員に通知してください。
- 5 本会員は、自己の暗証番号を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員及び各家族会員は、当該家族会員の暗証番号を他人（本会員及び当該家族会員を除きます）に知られないよう善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員は、各会員の暗証番号について、生年月日、住所、電話番号等他人に推測されやすいものを避けて設定し、定期的に登録変更してください。
- 6 会員の暗証番号が使用されて d カードサービスが利用されたときは、当該会員以外の第三者による利用の場合であっても、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合は、この限りではありません。

第 2 節 ケータイ iD サービスに関する管理等

第 19 条（利用準備等）

- 1 会員は、ケータイ iD サービスを利用する場合、ケータイ iD サービスを利用するための準備（d カードサービスのサービス区分が変更された場合の準備を含み、以下「利用準備」といいます）として、当社指定アプリを利用して対応携帯電話端末又はその他対応機器にカード情報の設定を行ってください。ケータイ iD 会員番号及びその有効期限は、カード情報の設定完了後に当社所定の方法で確認できます。なお、カード情報の設定には、第 1

3 条に基づくご利用携帯電話番号の届出が必要です。また、会員は、会員本人であることを確認するための当社所定の手続きを行うことにより、複数の対応携帯電話端末又はその他対応機器に会員のカード情報の設定を行うことができますが、その上限は別途当社が定めるところによります。

- 2 前項のカード情報の登録完了後も、当社及び加盟店は、必要に応じて会員に本人確認等を求めることがあり、この場合、会員はこれに応じていただきます。
- 3 会員は、ケータイ iD サービスの利用を希望する場合、利用準備の他、自己の責任及び費用負担において、対応携帯電話端末又はその他対応機器の準備、ドコモをはじめとする携帯電話通信事業者等のインターネット利用サービス契約の締結等による通信手段の確保その他必要な準備を行うものとします。
- 4 当社は、カード情報の設定等に関する確認及び会員への本人確認のため、会員のご利用携帯電話番号として届出されている携帯電話番号又はキャリアフリー d アカウントへ電子メール（メッセージ R、SMS を含みますがこれらに限られず、以下同じとします）を送付することがあり、会員はこれらの電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります。
- 5 会員が第 1 項及び前二項に定める準備を怠ったことによりケータイ iD サービスの利用ができない場合には、当社は、その責任を負いません。

第 20 条（ケータイ iD の取扱い）

- 1 ケータイ iD サービスは、会員ご本人のみが利用できるサービスであり、会員は、当該会員のカード情報を登録したケータイ iD を当該会員以外の第三者に使用させてケータイ iD サービスを利用させてはなりません。
- 2 会員は、自己のカード情報を登録したケータイ iD について、当該会員以外の第三者への譲渡若しくは貸与、修理、預託、担保提供又は廃棄等の処分をする場合には、当社指定の方法に従い、これらの処分を行う前にケータイ iD に記録されたカード情報を削除しなければなりません。
- 3 本会員は、自己のケータイ iD 会員番号及びその有効期限を他人に知られないよう、善良な管理者の注意をもって管理してください。本会員及び各家族会員は、当該家族会員用のケータイ iD 会員番号及びその有効期限について、他人（本会員及び当該家族会員を除きます）に知られないよう十分注意して管理してください。
- 4 会員のカード情報を登録したケータイ iD、ケータイ iD 会員番号又はその有効期限が使用されてケータイ iD サービスが利用された場合（会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用された場合を含みます）は、当該会員以外の第三者による利用の場合でも、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、会員の責めに帰すことができない事由による場合はこの限りではあ

りません。

第21条（ケータイ iD 会員番号及びその有効期限）

- 1 ケータイ iD 会員番号は、第19条第1項のカード情報の登録時に、当社又は当社が指定する者により発行されます。また、ケータイ iD 会員番号の有効期限は、当社が指定します。なお、ケータイ iD 会員番号及びその有効期限は、会員によるカード情報の登録完了後に当社指定の方法により確認することができます。
- 2 会員が、前項のケータイ iD 会員番号の有効期限経過後、ケータイ iD の利用の継続を希望する場合には、第22条第1項に定めるカード情報の再登録の手続きを行う必要があります。なお、カード情報の再登録の手続きを行った場合、ケータイ iD 会員番号及びその有効期限は、第22条第2項に従い、変更されます。
- 3 ケータイ iD 会員番号の有効期限内のケータイ iD、ケータイ iD 会員番号又はその有効期限を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払については、有効期限経過後であっても本規約を適用します。また、ケータイ iD 会員番号の有効期限経過後のケータイ iD を使用したケータイ iD サービスの利用に係る d カード利用代金の支払についても、本規約を適用します。

第22条（カード情報の再登録）

- 1 会員は、以下の各号のいずれかの事由がある場合、当社指定アプリを利用して、ケータイ iD に登録されているカード情報を削除の上、再度カード情報の登録（以下「カード情報の再登録」といいます）を行う必要があります。なお、従前のカード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第20条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
 - （1）前条第2項に基づき、ケータイ iD 会員番号の有効期限経過後も引き続きケータイ iD サービスの利用を継続するとき
 - （2）第24条第1項の当社に対する届出の後、会員が引き続きケータイ iD サービスを会員が所有する他の対応携帯電話端末又はその他対応機器で利用するとき
 - （3）ケータイ iD サービスを利用する対応携帯電話端末又はその他対応機器を変更（以下「機種変更等」といいます）するとき
 - （4）その他当社が必要と判断したとき
- 2 前項に基づき、カード情報の再登録を行った場合、ケータイ iD 会員番号及びその有効期限を含むカード情報は変更されます。なお、ケータイ iD 会員番号及びその有効期限は、会員によるカード情報の再登録完了後に当社指定の方法により確認することができます。
- 3 会員が第1項に定めるカード情報の再登録を怠ったことによりケータイ iD サービスの利用ができない場合には、当社は、その責任を負いません。

第23条（機種変更等時の対応）

- 1 ケータイ iD の機種変更等をするときは、会員は、機種変更等をする前に、会員の責任において機種変更等しようとするケータイ iD に記録された会員のカード情報を削除してください。なお、カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第20条第4項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。また、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。
- 2 会員は、新しい携帯電話端末でケータイ iD を利用する場合は、第22条に基づき利用準備を行ってください。

第3節 紛失・盗難等及び不正利用の対応

第24条（紛失・盗難等の届出）

- 1 会員は、各会員用のケータイ iD の占有を紛失、盗難、詐取又は横領等（以下併せて「紛失・盗難等」といいます）により失った場合には、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 2 会員は、各会員用の d カードの占有を紛失・盗難等により失った場合、速やかにその旨を当社及び最寄警察署に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 3 会員のケータイ iD 又は d カードが紛失・盗難等により第三者に利用された場合であっても、当社は、当該利用を本人による利用として取り扱い、本会員には、第15条、第18条又は第20条に基づき、そのケータイ iD 又は d カードの使用に係る d カード利用代金をお支払いいただきます。但し、本会員は、第27条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができます場合があります。

第25条（紛失・盗難等時の対応）

- 1 当社は、前条第1項の届出を受領したとき又はケータイ iD に紛失・盗難等の事態が生じたことにより当社が利用中断の措置を講じたときは、第35条に従い会員のケータイ iD サービスの利用停止の処置を採ります。なお、会員は、ケータイ iD を第三者に不正利用されることを防止するため、ケータイ iD に搭載された機能に応じて、IC チップの遠隔停止機能の利用その他当社が定める必要な措置を講じてください。
- 2 当社は、前条第2項の届出を受領したときは、第35条に従い会員のカードサービスの利用停止の処置を採ります。

- 3 前二項のケータイ iD サービス又はカードサービスの利用停止の処置を採る際であって、当社が認めた場合には、第 1 項の場合に会員の申出に応じてカードサービスについても利用停止の処置を採り、前項の場合に会員の申出に応じてケータイ iD サービスについても利用停止の処置を採ることがあります。
- 4 当社は、会員のケータイ iD 又は d カードが第三者によって拾得され、当該拾得者により当社へ届出される等の事情がある場合は、第三者による d カードサービスの不正利用を防止するため、d カードサービスの利用停止の処置を採ります。

第 26 条（不正利用への対応等）

- 1 当社は、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があると察知したときは、第 35 条第 1 項第 3 号に基づき、会員の d カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。また、会員に対しお問い合わせをさせていただく場合があります。
- 2 前項に基づく当社の求めに対し、会員が認知していない d カードサービスの使用があったことを確認したときは、直ちにその旨を当社に届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 3 会員は、会員が認知していない d カードサービスの使用があったとき又はそのおそれがあるときは、直ちに当社にその旨を届け出てください。当社への届出は、文書によって行うことが必要となる場合があります。
- 4 当社は、前二項により、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があると判断したときは、第 35 条第 1 項第 3 号に基づき、会員の d カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。
- 5 第 2 項又は第 3 項により、当社が第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本会員は、第 27 条に定める保障制度により、損害の補てんを受けることができる場合があります。
- 6 会員は、当社が必要であると判断したときに、第三者による d カードサービスの不正利用が行われている可能性がある、若しくは行われた可能性があること等（以下「不正利用に関する情報」といいます）及びその対象となる利用情報等について、加盟店（本項において、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合があります）に対し通知する必要があることについてあらかじめご承諾いただきます。この場合、加盟店から会員に対し、不正利用に関する情報を通知し、当社へ問い合わせをするよう案内することがあります。

第 27 条（保障制度）

- 1 第 24 条第 3 項本文の規定にかかわらず、会員が紛失・盗難等により他人にケータイ iD 又は d カードを使用された場合であって、同条第 1 項又は第 2 項の当社及び警察への届

出がなされたとき、又は前条第2項又は第3項の当社への届出がなされ、当社が第三者によるdカードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）があったと判断したときは、本条第3項に定める各事由に該当する場合を除き、当社は、本会員が被るそのdカード利用代金相当の損害を補てんします。

2 本会員が前項の補てんを受けることができる期間（以下「保障期間」といいます）は、第5条の契約締結日から1年間とし、本会員が本会員としての地位を失わない限り、毎年自動的に更新されるものとします。

3 以下の各号に定める事由に該当する場合には、当社は、本会員が被る損害について補てんの責めを負いません。

- (1) 損害が会員、その家族、同居人又は代理人など会員と同視すべき方の故意若しくは重大な過失又は法令違反に起因するとき
- (2) 損害の発生時期が保障期間外であるとき
- (3) 損害が会員の家族、同居人、留守人その他会員の委託を受けて身の回りの世話をする者若しくはdカードの受領についての代理人など、会員と同視すべき方又は会員の関係者が紛失、盗難等に関与し、又は不正使用したことに起因するとき
- (4) 損害が、当社から会員への会員本人の利用であることの確認に対して、会員が承認したことに起因したものであるとき（但し、会員の故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）
- (5) 会員が本条第4項、又は第5項の義務を怠ったとき
- (6) 紛失・盗難等又は第三者によるdカードサービスの不正利用に係る被害状況の届出内容に虚偽があったとき
- (7) 損害がdカードサービスのうち暗証番号又はワンタイムパスワード（当社指定の方法で払出しされたワンタイムパスワードをいい、以下同じとします）の入力その他これらと同等の本人認証を伴う取引に係るものであるとき（但し、会員による暗証番号、ワンタイムパスワードその他会員の本人認証のための情報の管理等について、会員に故意又は過失がないと当社が認めた場合を除く）
- (8) 損害が第24条第1項若しくは第2項の紛失・盗難等の当社に対する届出又は第26条第2項若しくは第3項の第三者によるdカードサービス不正利用の届出を当社が受領した日から遡って90日より前のdカードサービスの利用に起因するとき
- (9) 損害が戦争、地震等による著しい秩序の混乱に乘じ、又はこれに付随して生じた紛失・盗難等に起因するとき
- (10) 損害がその他本規約に違反するケータイiD又はdカードの使用に起因するとき

4 会員は、第24条の紛失・盗難等による損害の補てんを請求するときは、ケータイiD又はdカードの発見回収に努め、会員が損害の発生を知った日から30日以内に当社が損害の補てんに必要と認める書類を当社に提出すると共に、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。また、会員は、ケータイiD又はd

カードを発見又は回収した場合は、直ちに当社にその旨を届け出るものとします。

- 5 会員は、第三者による d カードサービスの不正利用（紛失・盗難等に起因する場合を除く）として、損害の補てんを請求するときは、当社又は当社が指定する者による被害状況等の調査に協力しなければなりません。
- 6 会員は、前条第 2 項及び第 3 項並びに本条第 4 項及び第 5 項に従って当社に対して届出・調査協力等した内容を、当社が、必要に応じて、当社が契約する保険会社に提供することをあらかじめご承諾いただきます。

〈第 4 章 d カード利用代金等の決済方法〉

第 28 条（d カード利用代金等の支払及び決済口座）

- 1 本会員は、各会員がショッピングサービス又はキャッシングサービスを利用した場合、当社に対し、d カード利用代金をお支払いいただきます。
- 2 本会員が当社に支払うべき d カード利用代金、年会費及び遅延損害金等本規約に基づく一切の債務（以下「d カード利用代金等」といいます）は、本会員が支払のために指定した預金口座からの口座振替又は通常貯金からの自動払込み（以下、本会員が支払のために指定した預金口座及び通常貯金を総称して「決済口座」といい、決済口座からの口座振替又は自動払込みを「決済口座からの自動振替等」といいます）によりお支払いいただきます。但し、本会員が希望し当社が適当と認めるときは、当社の指定する預金口座（以下「当社指定口座」といいます）への振込み等、当社が別途定める方法で支払うことができます。なお、振込み等により d カード利用代金等を当社指定口座へ入金する場合、金融機関から当社指定口座に入金された日にお支払いいただいたものとして取り扱います。
- 3 本会員がご利用携帯電話番号に係る携帯電話の回線契約をドコモと締結している場合であって、当該携帯電話の回線契約に係る料金の支払口座（以下「携帯電話料金支払口座」といいます）の名義人が本会員である場合には、本会員が前項の決済口座の指定にあたり、当該携帯電話料金支払口座を指定する旨を申し出たときは、当社は、本会員を代理して、当該携帯電話料金支払口座を管理する金融機関に対しこれを決済口座とするために必要な手続きをとります。但し、一部の金融機関、及び、カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結していた本会員が、当該契約の解約申込みと同時に行う、本規約に基づく d カード契約締結の申込み（以下、かかる申込みを「解約新規申込」といいます）により d カード契約を新たに締結した場合については、この限りではありません。
- 4 第 88 条及び第 91 条に定めるキャッシングサービスの返済元金の各支払については、決済口座からの自動振替等の結果を当社が金融機関から受領し、当該債務に関して支払が完了したと当社が認めるまでは、第 10 条第 3 項の未支払残高に含めて扱うものとし

ます。

第29条（支払期日及び利用代金明細情報の通知）

- 1 d カード利用代金等の支払期日は、毎月10日とします。但し、当該支払月の10日が金融機関休業日の場合は、翌営業日を支払期日とします。
- 2 当社は、支払期日の前月15日を締切日とし、原則として当該締切日までに加盟店から当社に対してd カードサービス利用に関する情報が報告され、又は当該締切日までに現金の借り受けがなされたd カード利用代金等を前項の支払期日の対象として算出するものとします。但し、事務手続き上の都合により、当該締切日の対象となるd カード利用代金等の請求が、上記支払期日の翌月以降を支払期日とする場合があります。
- 3 当社は、本会員の事前の承諾を得た上で、当月の支払期日の対象となるd カード利用代金等に関する明細情報（家族会員の利用代金明細情報を含みます。以下本条において同様とします。以下「利用代金明細情報」といいます）を支払期日までに当社が指定するウェブサイトにて閲覧可能な状態におくことにより会員に通知します。会員は、当社指定の方法により利用登録を行った上で、利用代金明細情報をインターネット等で閲覧することができます。この場合、本会員は、自己及び家族会員の利用代金明細情報を閲覧することができ、また家族会員は、当該家族会員に係る利用代金明細情報のみを閲覧することができます。なお、利用代金明細情報には、割賦販売法第30条の2の3第1項及び第2項の一部並びに第3項、貸金業法第17条第6項及び同法第18条第3項に規定される事項に係る情報（以下「法定事項」といいます）が含まれます。
- 4 利用代金明細情報について、書面による通知（以下、この通知書面を「利用代金明細書」といいます）を希望する本会員は、当社指定の方法により当社へ申し出るものとし、本会員が申し出た日の属する月の翌月又は翌々月（当社所定の締切日により異なります）以降、毎月の支払期日までに本会員の届出住所宛に利用代金明細書を送付します。この場合、本会員は、利用代金明細書発行手数料として、当社指定の手数料を当社指定の方法によりお支払いいただきます。但し、利用代金明細情報に法定事項が含まれる場合には、利用代金明細書発行手数料は発生しません。
- 5 当社は、当社が利用代金明細情報の郵送その他の方法による交付が必要と判断した場合は、会員に対して、利用代金明細情報を郵送その他当社が適当と認める方法で送付し、交付することができるものとします。
- 6 第4項の「利用代金明細書」又は前項に基づき当社が利用代金明細情報を郵送その他当社が適当と認める方法で送付する場合の書面（以下、総称して「利用代金明細書面等」といいます）が、第42条第1項に定める変更の届出が行われなかったこと等、本会員の責めに帰すべき事由により、当社へ返戻される状態が一定期間継続する等した場合、当社は利用代金明細書面等の送付を停止します。この場合、会員は第3項に定める方法により利用代金明細情報を確認してください。なお、会員が第42条第1項に定める変更の届出を

行った後、当社へ当該送付停止期間中の利用代金明細書面等の再送を申し出た場合、当社は当該送付停止期間中の利用代金明細書面等を再送します。但し、停止した日から当社所定の期間を経過した場合、再送できない場合があります。

- 7 本会員は、第3項の利用代金明細情報の閲覧が可能となった後、又は利用代金明細書面等受領後（以下総称して「利用代金明細情報受領後」といいます）直ちにその内容を確認し、これに対し異議があるときは、利用代金明細情報受領後10日以内に当社に対し異議を申し出てください。異議の申出がない場合、本会員が当該利用代金明細情報の内容を承認したものとみなされても異議がないものとします。

第30条（海外におけるdカード利用代金の決済レート等）

- 1 日本国外におけるカードサービスの利用に係るdカード利用代金は、その外貨額をMastercard又はVisa Worldwide（以下総称して「国際提携組織」といいます）の決済センターにおいて集中決済された時点での国際提携組織の指定するレートに当社が海外取引関係事務処理経費として当社所定の費用を加えたレートで円貨に換算します。当社所定の費用の詳細は、サービスサイトに掲載する等により、別途お客様に周知いたします。但し、第84条に定めるキャッシング1回払い（海外）については、海外取引関係事務処理経費を加えません。
- 2 本会員が日本国外でカードサービスを用いたショッピングサービスを利用した場合において、ショッピングサービスの利用取消しなど当社が本会員に利用代金の返金を行う必要が生じたときは、原則として本条第1項（但し、当社が当該時点を特定できない場合等においてのレートは利用取消し等に関する処理が行われる時点のものが適用されます）に定める換算方法により、円換算した円貨により返金するものとします。
- 3 日本国外でカードサービスを利用する場合であって、現在又は将来適用される外国為替及び外国貿易管理に関する諸法令等により、許可書、証明書その他の書類を必要とするときは、本会員は、当社の要求に応じてこれを提出するものとし、また、日本国外でのカードサービスの利用の制限又は利用停止に応じていただくことがあります。

第31条（決済口座の残高不足等による再振替等）

- 1 決済口座の残高不足等により、支払期日において当社に支払うべき債務の決済口座からの自動振替等ができない場合には、当社は、支払期日以降の任意の日において、その一部又は全部につき決済口座からの自動振替等（以下「再振替等」といいます）を行うことができます。但し、当社から別途指示があったときは、本会員は、その指定する日時、場所及び方法でお支払いください。
- 2 会員は、当社が別途定める再振替等を行う際にかかる費用を負担するものとします。またその費用は、法令の範囲内で当社が別途定める額とします。

第32条（支払金等の充当順序）

本会員の弁済した金額が本規約及びその他の契約に基づき当社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、当社は、当社が適当と認める順序及び方法によりいずれの債務にも充当することができます。但し、リボルビング払いのショッピングサービスの支払停止の抗弁に係る債務については、割賦販売法第30条の5の規定によります。

第33条（手数料率等の変更）

当社は、第43条の規定に基づくほか、リボルビング払いの手数料率、分割払いの手数料率、スキップ払いの手数料率、キャッシングサービス1回払い（国内・海外）の利率、キャッシングサービスリボルビング払い（国内）の利率及び遅延損害金の料率（これらを併せて以下本条において「手数料率等」といいます）について、金融情勢の変化その他相当の事由がある場合には、同種の取引において一般に行われる程度の内容に変更することができます。この場合、当社指定の方法により、当社から本会員に対し手数料率等の変更の通知を発信した後は、リボルビング払い及びキャッシングサービスリボルビング払い（国内）については、通知発信後の未支払残高に対し、分割払い、スキップ払い及びキャッシングサービス1回払い（国内・海外）については、通知発信後の利用分から、変更後の新手数料率等を適用します。

〈第5章 期限の利益の喪失・利用停止・契約の終了・提供中止等〉

第34条（期限の利益の喪失）

- 1 本会員に次のいずれかの事由があるときは、本会員は、本規約に基づく一切の債務について当然に期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - （1）当社に支払うべき債務の履行を遅滞したとき（但し、本項第5号に規定する場合を除きます）及び第36条の規定によりdカード契約が解約になったとき
 - （2）仮差押え、差押え、競売の申請、破産手続き開始又は再生手続き開始の申立て等の法的な債務整理手続きの申立てがあった場合であって、当社がこれを認識したとき
 - （3）租税公課を滞納して督促を受けた場合又は保全差押えがあった場合であって、当社がこれを認識したとき
 - （4）自ら振り出した手形又は小切手が不渡りになった場合又は支払を停止した場合であって、当社がこれを認識したとき
 - （5）2回払い、ボーナス払い、リボルビング払い、分割払い又はスキップ払いのショッピング利用代金債務のうち割賦販売法第35条の3の60第1項に定める取引によるものではないものについては、その履行を遅滞し、当社が20日以上相当な期間を定めて書面で支払の催告をしたにもかかわらず、その期間内に支払わなかったとき
 - （6）第42条第1項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本会員への連絡が相当期間に渡り不可能な状態にあると判断されたとき（但し、本会員

が不可抗力であったことを証明した場合を除きます)

- (7) ご利用携帯電話番号に係る契約に関して申告された届出事項が虚偽の内容であることが判明したとき
- 2 本会員は、次のいずれかの事由に該当した場合、当社の請求により、本規約に基づく一切の債務について期限の利益を失い、直ちに債務の全額をお支払いいただきます。
 - (1) 第6 1条により所有権留保された商品を他に譲渡し、賃貸、質入れその他の処分を行ったとき
 - (2) 本規約上の義務に違反し、その違反が本規約の重大な違反となるとき
 - (3) 契約申込みに際して、虚偽の申告があったとき
 - (4) 本会員を契約名義人とする当社又はドコモとの契約（但し、当社又はドコモが提供するサービスに係るものに限り）が解約となったとき（但し、本会員からの申出による解約の場合を除きます）
 - (5) 本会員の信用状態が悪化したとき
- 3 本会員は、前二項により債務をお支払いいただくべき場合には、第3 1条第1項但書の定めによりお支払いいただきます。

第3 5条（d カードサービスの利用停止）

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員のd カードサービスの一部又は全部の利用を停止します。
 - (1) 第2 4条第1項又は第2項の届出があったとき
 - (2) 会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合で、会員のご利用携帯電話番号に係る携帯電話回線が紛失等により利用中断になった場合であって、ご利用携帯電話番号の契約名義人から当社に対して申出があったとき
 - (3) 会員のd カード、ケータイiDについて、当社がd カードサービスの不正利用の事実を確認したとき又は当社が不正利用のおそれがあると判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされたd カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とするd カードサービスの利用であると当社が判断したときも含みます）
 - (4) 会員による当社若しくはドコモの設備に過度な負担を与える等、当社のサービス・事業の運営に支障を与える、又はそのおそれのある行為を確認したとき
 - (5) その他当社が必要と判断をしたとき
- 2 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、会員のd カードサービスの一部又は全部について利用停止の措置を採ることがあります。また、第2号から第6号までによるd カードサービスの利用停止の措置を採る場合には、加盟店又はATM 機等を通じてd カードの回収を行うことがあります。この場合、会員は、異議なく回収に応じて

いただきます。

- (1) 金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了していないとき
 - (2) 会員が総利用枠若しくは各利用枠を超えた利用を行う、又は行おうとしたとき
 - (3) 会員による d カードサービス、当社若しくはドコモが提供する他の金融・決済サービスの利用状況が不適當であり、又は不審であると当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客觀的事情からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含まれます）
 - (4) 延滞が頻繁に発生する等、d カード利用代金等の支払状況が良好でないと当社が認めるとき
 - (5) 本会員を契約名義人とする回線契約で、本会員のご利用携帯電話番号に係る携帯電話番号以外のものが解約となった場合（但し、本会員からの申出による解約の場合を除きます）
 - (6) その他会員が本規約に違反し、又は違反するおそれがあると当社が認めるとき
 - (7) 本会員のご利用携帯電話番号に係る回線契約において、利用停止、解約等による契約終了、名義変更、機種変更、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスの廃止等当社所定の事由が発生したとき
 - (8) 本会員が当社所定の期限内に源泉徴収票、確定申告書その他資力を明らかにする書類の提出を行わなかったとき
 - (9) 前号に定める書類等の調査の結果、本会員の返済能力を超える利用であると当社が判断したとき
 - (10) d カードサービス又は当社若しくはドコモが提供する他の金融・決済サービスに関し、マネー・ローンダリング（その前提犯罪も含む）、テロ資金供与、拡散金融若しくは経済制裁等に抵触する取引に利用され、又はそのおそれがあると当社が判断したとき、並びに第 10 条第 5 項に定める関連法令等を遵守するために当社が必要と判断したとき
 - (11) その他第 36 条第 1 項各号に定める事由が生じたとき
- 3 前二項によりケータイ iD サービスの一部又は全部が利用停止となったときは、当社指定の場合を除き、会員は、自己の責任においてケータイ iD に記録された会員のカード情報を削除してください。カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第 20 条第 4 項に基づき本会員にお支払いいただくこととなりますのでご注意ください。
- 4 第 10 条第 5 項に定める関連法令等に関する制度の整備が十分に行われていないと認められる国又は地域において会員が d カードサービスを利用する場合、その他同法の規

制に鑑みて当社が必要と認める場合は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

5 当社は、会員の情報、d カードサービスの利用内容及び取引目的等を適切に把握するため、会員に対して期限を指定した上で当社所定の本人確認書類等の書類の提出や情報の提供を求めることができるものとし、会員は、期限までに当該求めに応じるものとします。会員が、正当な理由なく、指定された期限までに書類を提出せず、又は情報を提供しない場合は、当社は、当該会員による d カードサービスの利用を制限することができるものとします。

6 会員は、会員の d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したとき、当社が加盟店（加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます）に対し、これらの事実を通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。

第 36 条（当社の解約による契約終了）

1 当社は、会員が以下の各号のいずれかに該当した場合には、何らの通知又は催告等を行わずに d カード契約を解約してこれを終了させることができます。

- （1）本規約の規定のいずれかに違反したとき
- （2）契約申込みに際し、氏名、住所、勤務先、年収又は家族構成等会員の特定又は信用状況に係る事実について、虚偽の申告をしたことが判明したとき
- （3）d カード利用代金等当社に対する債務の履行を怠ったとき
- （4）会員による d カードサービス、当社若しくはドコモが提供する他の金融・決済サービスの利用状況が著しく不适当であり、又は著しく不審であると当社が判断したとき（当社が把握する会員の属性等から想定される範囲を著しく超える利用金額・利用頻度でなされた d カードサービスの利用や、利用頻度・利用後の取引の状況等の客観的事実からポイントプログラムその他の付帯サービス等に係る利益を得ることを主な目的とする d カードサービスの利用であると当社が判断したときも含みます）
- （5）契約申込み後 3 か月以内に金融機関による決済口座からの自動振替等の手続きが完了しないとき
- （6）第 5 条第 1 項の契約締結日から 2 か月以内に当社の定める本人確認等手続きが完了しないとき
- （7）第 16 条第 3 項又は第 16 条の 2 第 3 項の本会員の d カードの再発行がなされないままカード会員番号の有効期限満了の日が経過したとき
- （8）本会員が死亡したとき又は本会員の親族等から本会員が死亡した旨の連絡があったとき
- （9）第 42 条第 1 項の届出事項の変更の届出が行われなかったこと等により、当社から本

会員への連絡が不可能な状態にあると判断したとき（但し、本会員が不可抗力であったことを証明した場合を除きます）

- (10) 会員のご利用携帯電話番号に係る携帯電話の回線契約に関して申告された重要な届出事項が虚偽の内容によるものであったことが判明したとき
 - (11) 会員のご利用携帯電話番号に係る携帯電話の回線契約が解約となった場合（但し、会員がご利用携帯電話番号異名義利用者である場合及び会員からの申出による解約の場合を除きます）
 - (12) 会員を契約名義人とする当社又はドコモとの契約（但し、当社又はドコモが提供するサービスに係るものに限り）に違反した場合であって、当社が d カード契約を継続できないと判断したとき
 - (13) 「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」の④の各号のいずれかに該当し、当社が d カード契約の継続が困難であると判断したとき
 - (14) 会員が第35条第1項若しくは第2項の各号のいずれかに該当し、d カードサービスの全部の利用が停止されたとき、又は第35条第4項若しくは第5項に基づき会員による d カードサービスの利用が制限された状態が相当期間続いたこと等により、当社が d カード契約を継続することが適切ではないと判断したとき
 - (15) その他本会員の信用状態が悪化した等当社が d カード契約の継続が困難であると判断したとき
- 2 前項により契約が解約されたときは、会員は、当社に対する会員としての地位に基づく権利を喪失します。

第37条（会員の申出による契約終了）

本会員が d カード契約の終了を希望するときは、当社宛に当社所定の方法により届け出てください。この場合、会員は、当社が届出を受理した時に会員としての地位を喪失します。

第38条（契約終了時の管理責任）

- 1 前二条により d カード契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、ケータイ iD（家族会員用ケータイ iD を含みます）に記録されているカード情報を削除しなければなりません。なお、会員がカード情報を削除すべき場合においてカード情報を削除せず、その結果第三者に iD サービスが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。（カード情報を削除せず、第三者に不正にケータイ iD サービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第20条第4項に基づき本会員にお支払いいただくことになりますのでご注意ください）
- 2 前二条により d カード契約が終了したときは、本会員は、直ちに自己の責任において、本会員に貸与された d カード（家族会員用 d カードを含みます）を切断して破棄する等使用不能の状態にして処分しなければなりません。会員が d カードを処分すべき場合に

において d カードを処分せず、その結果第三者に d カードが利用されるなど、会員又は第三者に損害が発生した場合でも当社は責任を負いません。(d カードを処分せず、第三者に不正にカードサービスを利用されてしまった場合でも、d カード利用代金は、第 15 条第 7 項に基づき本会員にお支払いいただくことになりますのでご注意ください。)

- 3 本会員が前二項に違反した場合であって、会員以外の第三者が当該会員のカード情報が記録されたケータイ iD 又は当該会員の d カードを使用して d カードサービスを利用したときは、当社は、当該利用を会員本人による利用として取り扱い、本会員には、これにより発生する d カード利用代金をお支払いいただきます。
- 4 会員が本規約に基づいて当社に負った債務の取扱いについては、d カード契約が終了した後においても、本規約を適用します。

第 39 条 (d カードサービス提供の中止等)

- 1 当社は、以下の各号のいずれかの事由があるときは、会員に事前に通知することなく、d カードサービスの提供を一時停止又は中止することができます。
 - (1) d カードサービスの提供のための装置及びシステムにかかる保守点検又は更新作業を定期的又は緊急に行うとき
 - (2) 停電その他の不可抗力により、d カードサービスの提供をすることが困難であるとき
 - (3) 前二号に掲げるほか、当社が d カードサービスの提供の一時停止又は中止が必要と判断したとき
- 2 前項に定める場合のほか、当社は、技術上又は営業上の判断によりサービスサイトでの告知その他当社所定の方法によって会員に周知した上で、d カードサービスの提供を一時停止若しくは中止又は廃止(事業譲渡及び組織変更による場合を含みます)することができます。
- 3 前二項に基づき、d カードサービスの提供の一時停止若しくは中止又は廃止の措置がとられたことにより、会員又は第三者に何らかの損害、不利益が生じた場合であっても、当社は責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

〈第 6 章 雑則〉

第 40 条 (免責条項)

当社は、次に掲げる事由その他の事由により、会員又は第三者に損害が発生した場合であっても、その責任を負いません。但し、当社に故意又は重過失がある場合はこの限りではありません。

- (1) 会員がケータイ iD サービスを利用したことにより、対応携帯電話端末若しくはその

他対応機器を装着した携帯電話端末（以下総称して「利用携帯電話端末」といいます）の通話・通信機能、sp モード、ahamo インターネット接続サービス、irumo インターネット接続サービス、又はドコモ mini インターネット接続サービスその他の機能、当該利用携帯電話端末内若しくはその他対応機器内に記録されたデータ等（IC チップに記録されたデータを含みます）に何らかの影響が生じたとき

- （２）利用携帯電話端末又はその他対応機器に搭載された非接触型 IC チップ、ドコモ UIM カード等の技術的な欠陥又は品質不良等の原因により、会員が d カードサービスを利用できないとき

第４１条（当社からのご案内）

- １ 当社は、d カードサービス、付帯サービス等、又は d カードサービスに係るポイントプログラムの提供にあたり必要な事項を以下のいずれかの方法によりご案内することがあります。

- （１）会員のご連絡先として届出されている携帯電話番号若しくは会員のご利用携帯電話番号として届出されている携帯電話番号又はご利用携帯電話番号に発行された回線 d アカウント（ドコモが別途定める「d アカウント規約」に定める「回線 d アカウント」をいい、以下同じとします）若しくはご利用携帯電話番号として届け出されたキャリアフリー d アカウントへ電子メールを送付する方法

（なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、会員にご負担いただきます。

また、メッセージ R、SMS はこれらを受信できる契約を締結している場合に限り
ます。）

- （２）会員が、d カードサービスに係るポイントプログラムの提供を受ける d アカウントとして、当社へ届け出た d アカウント（回線 d アカウントとキャリアフリー d アカウントの総称をいいます）に係るメールアドレスへ電子メールを送付する方法

（なお、当該電子メールの受信にかかる通信料等は、会員にご負担いただきます）

- （３）会員の届出住所宛に書面を送付する方法

- ２ 会員は、前項第１号又は第２号の送信先について、当社からお送りする電子メールを受信可能な状態にしておく必要があります（会員がご利用携帯電話番号異名義利用者である場合には、必要に応じてご利用携帯電話番号の契約名義人に必要な措置をとらせることを含みます）。

- ３ 当社が、第１項第１号又は第２号の方法によりご案内する場合は、当社から電子メールを送信した時点で会員に到達したものとみなします。

第４２条（届出事項の変更）

- １ 会員が当社に届け出た事項（氏名、住所、取引目的、職業、勤務先、連絡先、決済口座、ご利用携帯電話番号その他当社指定の事項）に変更が生じた場合には、会員は、遅滞なく、

指定の届出用紙の提出又は電話若しくはインターネットによる届出等、当社指定の方法により当社に対して変更事項を届け出てください。但し、氏名、決済口座その他当社が必要と認める事項に関する変更の場合には、当社指定の届出用紙の提出が必要です。また、当社は、変更事項を確認するために会員に必要な書類の提出を求める場合があります。

- 2 前項の届出がないために、当社からの通知又は送付書類その他の物が延着又は不着となった場合には、通常到着すべき時に会員に到着したものとみなして本規約を適用します。
- 3 第1項の届出がなされていない場合でも、当社は、適法かつ適正な方法により取得した個人情報又はその他の情報により、届出事項に変更があると合理的に判断した場合には、当該変更内容に係る前1項の届出があったものとして取り扱うことがあります。なお、ドコモに対して届出をされた会員の情報に関する変更内容について当社が提供を受け、当社が、当該変更内容を本サービスを利用する会員の情報として取り扱うことがあります。会員は当社の当該取扱いにつき異議を述べないものとします。

第43条（規約の変更、承認）

- 1 当社は、次のいずれかに該当する場合には、変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます）により、本規約を変更することができるものとします。なお、本規約が変更された場合は、変更日以降当該変更後の本規約が適用されます。
 - （1）本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき。
 - （2）本規約の変更が、dカード契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき。
- 2 当社は、前項に定める手続きによる変更のほか、あらかじめ変更後の内容をサービスサイトにおいて公表する方法又は当社から本会員に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含みます）により本会員に周知した上で、本規約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に本会員が本規約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本規約が変更されるものとします。
- 3 会員は、前項に規定されるサービスサイトを定期的に関連し、本条に基づく本規約の変更の有無について、ご確認いただく必要があります。サービスサイトへ掲載している本規約と、その他の帳票等に掲載している規約の内容に相違がある場合には、サービスサイトへ掲載している本規約が優先されるものとします。

第44条（dカード利用代金等の譲渡等）

- 1 当社は、本規約に基づくdカード利用代金等その他の会員に対する債権について、必要

に応じ、取引金融機関（その関連会社を含みます）、特定目的会社、特別目的会社、信託会社（信託銀行を含みます）又は債権回収会社（以下、これらを併せて「金融機関等」といいます）のうち、当社の指定する者（以下「債権回収委託先」といいます）にその回収業務及びこれに付随する業務を委託する場合があります。会員は、d カードの利用に係る購入した商品、サービス、その他の取引の内容及びそれに関する情報がこの委託に伴って当社から当該債権回収委託先に開示されることをご承諾いただきます。

- 2 会員は、当社が本規約に基づく d カード利用代金等その他の会員に対する債権を必要に応じ金融機関等に譲渡し、質入れその他担保提供その他の処分をすること、当社が譲渡した債権を譲受人から再び譲り受けること及び当社が金融機関等との間で本規約に基づく d カード利用代金等その他の会員に対する債権に関するその他の取引をすることについて、あらかじめ異議なくご承諾いただきます。

第45条（個人情報の取扱い）

当社は、個人情報の取扱いについて、別途「NTT ドコモ・フィナンシャルグループ プライバシーポリシー」において公表します。なお、本会員は、当社が別に定める「d カード パーソナルデータの取り扱いに関する同意事項」に同意する必要があります。

第46条（費用の負担）

- 1 ケータイ iD を利用するにあたって必要となるパケット通信その他のケータイ iD に係る利用料金については、会員、又は会員が自らのカード情報を登録したケータイ iD に係る対応携帯電話端末若しくはその他対応機器の利用料金について支払義務を負う者の負担となります。
- 2 年会費等、本会員が当社に支払う費用等に公租公課が課される場合又は公租公課（消費税等を含みます）が増額される場合には、本会員には、当該公租公課相当額又は当該増加額をご負担いただきます。
- 3 印紙代、公正証書作成費用等、支払督促申立て費用、送達費用等、当社が会員との法的措置（法的措置に準じた手続き、交渉等を含みます）に要した費用については、その発生時期が本会員との d カード契約の終了の前後を問わず、本会員にご負担いただきます。
- 4 金融機関等を利用して振込により当社指定口座へ入金する場合の金融機関所定の振込手数料その他 d カード利用代金等の支払に要した各種手数料は、本会員にご負担いただきます。
- 5 第28条第2項に基づき、d カード利用代金等（但し、キャッシング利用代金を除きます）を決済口座からの自動振替等により支払う場合において、支払期日に口座振替又は自動払込みがなされなかった旨の通知を当社が当該決済口座を管理する金融機関から受領したとき、又は当社指定口座へ振込にて支払う場合において当社指定口座への振込が支払期日までになされなかったときは、システム処理手数料その他 d カード利用代金等（但

し、キャッシング利用代金を除きます)の弁済の受領に要する費用として、440円(税込)を本会員にご負担いただきます。

- 6 解約新規申込により本規約に基づく d カード契約が新たに締結された場合であっても、解約された当該契約に係る費用は当然には免除されず、本会員にご負担いただきます。

第47条 (合意管轄裁判所)

会員と当社との間で訴訟の必要が生じた場合には、訴額の如何にかかわらず、会員の住所地、購入地及び当社の本社、支店又は営業所所在地を管轄する簡易裁判所又は地方裁判所を合意管轄裁判所とします。

第48条 (準拠法)

会員と当社との諸契約に関する準拠法は、すべて日本国法とします。

第2部 ショッピングサービス

〈第1章 ショッピングサービスの利用〉

第1節 ケータイ iD 及び d カード iD 機能を使用したショッピングサービスの利用

第49条 (利用可能な加盟店等)

- 1 会員は、以下の各号に定める加盟店において、ケータイ iD 又は d カード iD 機能を使用してショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、ショッピングサービスのご利用ができない場合があります。
 - (1) 当社の加盟店のうち、iD サービスに対応した読取機を設置している加盟店
 - (2) 前号以外の iD 提携クレジット会社の加盟店のうち、iD サービスに対応した読取機を設置している加盟店
 - (3) 当社又は iD 提携クレジット会社の加盟店のうち、コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店
- 2 会員は、加盟店におけるショッピングサービスの利用に際し、ケータイ iD 並びにケータイ iD 会員番号及び d カード用 iD 会員番号等の情報が窃取又は悪用等されないように十分に注意して、これらを管理してください。

第50条 (加盟店の店頭での利用手続き)

- 1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、ケータイ iD 又は d カードを読取機にかざし、暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段としてショッピングサービスを利用することができます。
- 2 ショッピング取引の利用代金が、当社が別途定める一定額を超えない場合又は当社、iD 提携クレジット会社が適当と認めた場合においては、前項及び第 5 1 条に定める暗証番号の入力を省略すること等当社が適当と認める方法によって取引を行う場合があります。
- 3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、ケータイ iD 又は d カード iD 機能を使用するショッピングサービスをご利用いただけないことがあります。
 - (1) 第 1 項に基づき会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき
 - (2) ケータイ iD 内又は d カードに搭載された非接触型 IC チップの情報を読み取ることができないとき
 - (3) 第 5 2 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

第 5 1 条（オンライン取引の際の利用手続き）

コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、加盟店においてケータイ iD を読取機にかざすことに代えて、ケータイ iD のカード情報等をオンラインによって iD サービスを提供する当社に通知し、暗証番号を入力することにより、ショッピングサービスを利用することができます。

第 5 2 条（ケータイ iD サービス及びカード型 iD サービスの利用承認）

- 1 加盟店におけるケータイ iD サービス及びカード型 iD サービスの利用に際しては、原則として、当社の利用承認を必要とします。この場合、ご利用の取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接に、又は iD 提携クレジット会社を経由して、加盟店又は会員自身に対し、ケータイ iD 及び d カードの利用状況及び本人確認等に関し照会を行いますので、会員には、あらかじめこれをご了承いただきます。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるケータイ iD サービス又はカード型 iD サービスの利用が適当でないと判断した場合には、ケータイ iD サービス又はカード型 iD サービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

第 2 節 d カードを使用したショッピングサービスの利用 (d カード iD 機能を使用する場合を除く)

第 5 3 条（利用可能な加盟店）

1 会員は、以下の各号に定める加盟店において d カードの使用（d カード iD 機能を使用する場合を除く。以下、次条から第 5 7 条までにおいて同じとします）によるショッピングサービスを利用することができます。但し、別途当社又は加盟店が定める金券類等の一部の商品、権利及び役務については、ショッピングサービスをご利用いただけない場合があります。

（1）当社の加盟店

（2）前号以外の Mastercard 提携クレジット会社又は Visa 提携クレジット会社の加盟店

2 会員は、加盟店におけるショッピングサービスの利用に際し、d カード及び券面情報が窃取又は悪用等されないように、また売上票等が偽造又は変造等されないように十分に注意してください。

第 5 4 条（加盟店の店頭での利用手続き）

1 会員は、加盟店の店頭において商品の購入その他の取引を行うに際し、d カードをご利用の場合（但し、非接触型 IC チップを利用する場合を除く）は加盟店に d カードを提示して取引内容をご確認の上端末機等に暗証番号を入力することにより、d カードの非接触型 IC チップを利用してご利用の場合は加盟店において d カードを読取機にかざし暗証番号を入力することにより、当該取引によって会員が負担した代金債務の決済手段として、d カードの使用によるショッピングサービスを利用することができます。

2 当社又は提携クレジット会社が適当と認めた加盟店においては、端末機等に暗証番号の入力に代えて若しくは暗証番号の入力とともに売上票への署名を行う方法、又は売上票への署名若しくは暗証番号の入力を省略する方法等、当社又は提携クレジット会社が適当と認める方法によって、d カードの使用による取引を行う場合があります。また、端末機の故障等の場合又は別途当社が適当と認める方法を定めている場合には、他の方法で d カードを使用していただくことがあります。

3 前二項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、d カードの使用によるショッピングサービスの利用ができません。

（1）会員が暗証番号として入力した番号があらかじめ登録された暗証番号と一致しないとき

（2）売上票の署名が d カード裏面の署名と同一のものと認められないとき（d カードに署名欄がない場合を除きます）

（3）第 5 7 条第 2 項に基づき当社が利用承認をしなかったとき

第 5 5 条（郵便・ファックス・電話による取引の際の利用手続き）

郵便、ファックス又は電話等によって取引を行うことを当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等を記入した所定の申込み文

書を加盟店に郵便で送付若しくはファックスで送信することにより、又は電話で加盟店に対して上記の事項を告知することにより、d カードの使用によるカードサービスを利用することができます。

第56条（オンライン取引の際の利用手続き）

- 1 コンピュータ通信又はインターネット等のオンラインによって取引を行うこと（以下「オンライン取引」といいます）を当社又は提携クレジット会社があらかじめ承認している加盟店と取引を行う場合には、会員は、d カードの提示に代えて、カード会員番号、d カードの有効期限、会員の氏名及び届出住所等をオンラインによって加盟店に通知することにより、d カードの使用によるカードサービスを利用することができます。
- 2 当社は、オンライン取引の際に前項に基づく方法に加え、当社指定の方法により払い出しされたパスワードによる会員本人であることの認証を行う本人認証サービス（以下「本人認証サービス」といいます）を提供します。会員は、本人認証サービス導入加盟店においてオンライン取引を行う際、前項に基づく方法に加え、ワンタイムパスワードを入力する必要がある場合があります。ワンタイムパスワードは、本人認証サービスの利用の都度、当社が必要と判断した場合に、当社指定の通知先（会員のご利用携帯電話番号、又は会員がd カード契約申込時に当社へ届け出た携帯電話番号等）へ通知します（なお、ワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります）。会員は、ワンタイムパスワードの通知を受信可能な状態にしておく必要があります。
- 3 前項の定めにかかわらず、会員の届出内容等によっては、ワンタイムパスワードの通知先が設定されておらず、ワンタイムパスワードの通知が届かない場合があります。ワンタイムパスワードの通知先が設定されていない場合、会員は会員専用サービスサイトにおいて、当社所定の方法で設定を行ってください。
- 4 ワンタイムパスワードの通知先の変更を希望する会員は、会員専用サービスサイトより手続きを行ってください。
- 5 加盟店の一部では、Visa Worldwide が提供する Visa トークンサービス（以下「Visa トークンサービス」といいます）を利用した認証が必要となる場合があります。この場合、会員は、Visa トークンサービスを利用した認証を導入している加盟店においてオンライン取引を行う際には、第一項に基づく方法に加え、Visa トークンサービスにより払い出しされたワンタイムパスワード（以下「Visa トークンサービスワンタイムパスワード」といいます）を入力する方法、又は Visa トークンサービス指定の連絡先へ連絡する方法により認証を行ってください。Visa トークンサービスワンタイムパスワードは、認証の都度、必要と判断した場合に、当社指定の通知先（会員のご利用携帯電話番号等）へ通知します。なお、Visa トークンサービスワンタイムパスワードの利用にかかる通信費等は会員の負担となります。会員は、Visa トークンサービスワンタイムパスワードの通知を受信可能な状態にしておく必要があります。

- 6 会員は、ワンタイムパスワード及び Visa トークンサービスワンタイムパスワードを当該会員以外の第三者（会員がご利用携帯電話番号異名義利用者の場合におけるご利用携帯電話番号の契約名義人を含みます）に使用させてはなりません。

第57条（カードサービスの利用承認）

- 1 d カードの使用によるカードサービスの利用に際しては、原則として当社の利用承認を必要とします。この場合、ご利用の取引や購入商品の種類又は利用金額等により、当社が直接に、又は提携クレジット会社を経由して、加盟店又は会員自身に対し、d カードの利用状況等及び本人確認等に関し照会を行いますので、会員には、あらかじめこれをご了承いただきます。
- 2 前項に定める利用承認手続きにおいて、当社は、会員によるカードサービスの利用が適当でないと判断した場合には、カードサービスの利用承認をしないことがありますので、あらかじめご了承ください。

第3節 その他

第58条（継続的利用代金の支払手段としての利用手続き）

- 1 会員は、当社が適当と認めた場合には、通信サービス料金その他継続的に発生する各種利用代金の決済手段として d カードサービスを利用することができます。この場合、会員は、d カードの有効期限の更新やサービス区分の変更等により会員番号若しくはその有効期限等が変更されたとき、d カードサービスの利用が停止されたとき、又は d カード契約の終了等により会員としての地位に基づく権利を喪失したときには、その旨を加盟店に対し通知の上、決済手段の変更手続きを行うものとします。また、会員は、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、変更後の会員番号、有効期限等及び d カードサービスの利用可否に関する情報（不正利用に関する情報を含みます）を加盟店（加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます）に対し通知する場合があることについて、あらかじめご承諾いただきます。
- 2 カード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」から始まる d カードにかかる d カード利用規約（会員規約）に基づく契約を締結している本会員は、解約新規申込により、本規約に基づく d カード契約を新たに締結した場合、会員自らが加盟店に対し、新たに締結した d カード契約の会員番号、有効期限等の内容を通知の上決済手段の変更を行うものとします。但し、一部の加盟店（本項において以下、加盟店が d カードサービスの利用を可能とするため契約締結する決済代行会社、提携クレジット会社等の、当社以外の法人等を経由する場合を含みます）については、当社が必要であると判断したときに、会員に代わって当社が、会員が新たに締結した d カード契約の会員番号、その有効期限等の内

容及び d カードサービスの利用可否に関する情報を当該加盟店に対し通知することをあらかじめご承諾いただきます（なお、会員番号、その有効期限等の加盟店に対する通知を当社が行うことを保証するものではありません）。

第 59 条（立替払いの承諾等）

会員は、当社に対し、加盟店においてショッピングサービスを利用した場合、当社が加盟店に対し立替払いを行うことを承諾し、当社に対し当該個別の立替払いを委託するものとします。会員は、当社が会員からの委託に基づき、会員の加盟店に対する支払を代わりに行うに際し、ショッピングサービスの利用による取引により加盟店が会員に対して取得した債権について、以下の各号に承諾するものとし、割賦販売法その他の法令の定めにより加盟店に対する抗弁を当社に主張できる場合を除いて、当該ショッピングサービスの利用をもって、加盟店に対して有する抗弁（同時履行の抗弁、相殺の抗弁、取消し、解除、無効の抗弁を含むがこれらに限りません）を放棄するものとします。

- （1）当社が、加盟店に対し立替払いを行うことを決定したこと（立替払いの現実の実行の前後を問わない）により、当社が会員に対し、立替金相当額の債権を取得すること。当該立替払いは、提携クレジット会社及び決済代行業者等の当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。
- （2）当社と加盟店との契約に従い、当該加盟店から当社に債権譲渡が行われる場合があること。この場合、決済代行業者等の当社が適当と認める第三者を経由する場合があること。なお、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求は行われません。
- （3）当社が提携クレジット会社を経由して加盟店に対し立替払いを行う場合において、提携クレジット会社と加盟店との契約に従い、提携クレジット会社が当該加盟店に立替払いし又は当該加盟店から提携クレジット会社に債権譲渡し（これらの場合、決済代行会社等の提携クレジット会社が適当と認めた第三者を経由する場合があります）、当社が当該提携クレジット会社に立替払いすること。なお、当該加盟店から提携クレジット会社に債権譲渡が行われる場合であっても、会員に対する個別の債権譲渡の通知又は承諾の請求は行われません。

第 60 条（加盟店との紛議）

- 1 ショッピングサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店とにおいて解決していただきます。
- 2 ショッピングサービスの利用により加盟店と取引した後に、会員と加盟店との合意によって取引を取り消す場合には、その取引に係るショッピング利用代金の精算については、当社所定の方法によるものとします。

第 61 条（所有権留保）

ショッピングサービスの利用により購入した商品の所有権は、会員が当該商品に係るショッピング利用代金債務を当社に完済するまで、当社に帰属します。会員は、これをご承諾いただきます。

第62条（遅延損害金）

- 1 本会員が第34条によりショッピング利用代金の期限の利益を喪失したときは、その全額について期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、次の区分による遅延損害金をお支払いいただきます。なお、端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てするものとします。
 - (1) 分割払い、2回払い、ボーナス払い又はスキップ払いに係る分割支払金合計の残額（付利単位1円）については、当該残高（付利単位1円）に対し法定利率を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額
 - (2) 2回払い、ボーナス払い、分割払い又はスキップ払い以外の支払区分に係る利用代金（付利単位1円）については、年14.5%を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額
- 2 前項の場合を除き、本会員がショッピング利用代金（付利単位1円）の支払を遅滞したときは、支払期日の翌日から完済の日まで、年14.5%を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を支払うものとします。但し、2回払い、ボーナス払い、分割払い又はスキップ払いの場合は、当該遅延損害金は、分割支払金合計の残額（付利単位1円）に対し法定利率を乗じ年365日（閏年は366日）で日割計算した額を超えないものとします。なお、端数処理については前項と同様とします。

〈第2章 ショッピング利用代金の支払区分〉

第1節 支払区分

第63条（ショッピング利用代金の支払区分）

- 1 ショッピング利用代金の支払方法には、次の方法があります（以下、本条に定める支払方法を「支払区分」といいます）。但し、一部の加盟店では、1回払い以外の支払区分の指定をすることができないことがありますので、ご了承ください。また、会員がdカードを受領するまでの期間は1回払い以外の支払区分を指定することはできません。
 - (1) ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合のショッピング利用代金の支払区分
 - ア 1回払い
 - イ リボルビング払い
 - ウ 分割払い なお、第74条のボーナス併用分割払い（ボーナス月の支払金額を加算してお支払いいただく方法）も指定いただけます。

エ スキップ払い なお、支払方法を 1 回払いと指定したのち、支払区分をスキップ払いに変更する第 7 7 条の方法により指定いただけます。

(2) d カード (d カード iD 機能を使用して iD サービスを使用する場合を除く) を使用する場合のショッピング利用代金の支払区分

ア 前号アからエ (ボーナス併用分割払いを含みます) までに定める方法

イ 2 回払い

ウ ボーナス払い

- 2 会員は、本規約に別途定める方法により、前項の支払区分を指定してください。
- 3 会員が、本規約に基づく有効な支払区分の指定を行わなかった場合には、当社は、支払区分を 1 回払いとする指定があったものとして取り扱います。
- 4 会員が本条に定める支払区分の指定を行った場合の手数料、支払金額等の取扱いについては、当社は、本規約に別途定める場合を除き、ショッピングサービス利用の際に支払区分の指定があったものとして取り扱います。

第 2 節 ショッピング利用代金の 1 回払い、2 回払い及びボーナス払い

第 6 4 条 (1 回払い・2 回払い・ボーナス払い)

- 1 会員は、加盟店において、ショッピングサービスを利用したときは、当社所定の方法により、支払区分を 1 回払い、2 回払い又はボーナス払いにその場で指定することができます。但し、ケータイ iD 又は d カード iD 機能を使用して iD サービスを使用する場合は、2 回払い及びボーナス払いの指定はできません。
- 2 ショッピングサービスの利用による 1 回払い、2 回払い及びボーナス払いの支払期日及び支払金額は、次のとおりとなります。但し、ご利用された日によっては、第 2 9 条第 2 項に定める事由により、初回の支払期日 (1 回払いについては、全額の支払期日) が遅れることがあります。
 - (1) 1 回払い 利用額の全額につき翌月の支払期日
 - (2) 2 回払い 利用額の半額 (端数は 2 回目に算入) につき、それぞれ翌月と翌々月の支払期日
 - (3) ボーナス払い 毎年 1 2 月 1 6 日から翌年 6 月 1 5 日までの利用分につき 8 月の支払期日、7 月 1 6 日から 1 1 月 1 5 日までの利用分につき翌年 1 月の支払期日 (但し、上記の期間は加盟店により若干異なる場合があります)

第 6 5 条 (繰上返済)

本会員は、別紙「キャッシングサービス及びショッピングサービス」の「1.繰上返済の可否及び方法」に定める繰上返済の方法及び条件により、1 回払い、2 回払い又はボーナス払いに係る債務の全部又は一部を繰上げて返済することができます。

第3節 ショッピング利用代金のリボルビング払い

第66条（リボルビング払いの指定）

- 1 会員が、ショッピングサービスを利用した場合にリボルビング払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。
 - （1）会員が、加盟店におけるご利用の際、カードサービスを利用の都度リボルビング払いをその場で指定する方法（以下本号に定める方法を「随時リボルビング払い」といいます）なお、ケータイ iD 又は d カード iD 機能を使用して iD サービスを使用する場合は本号に定めるリボルビング払いの指定はできません。
 - （2）本会員が、ショッピングサービスの利用前に、当社に対し、あらかじめ設定する金額を超えたショッピング利用代金につき、超えた金額を自動的にリボルビング払いにする旨を申し出て、当社がこれを適当と認めることにより指定する方法（以下本号に定める方法を「自動リボルビング払い」といいます）
但し、会員が、ショッピングサービスを利用の際に、2回払い、ボーナス払い又は分割払いを指定したときは、当該利用代金については、利用の際に指定した支払区分が優先的に適用されます。また、一部の加盟店においては、本号の指定がなされていた場合でも1回払いの取扱いとなることがあります。
 - （3）各ショッピングサービスの利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに当社が定める方法により支払区分変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、当該ショッピング利用代金の支払区分をリボルビング払いに変更する方法（以下本号に定める方法を「事後リボルビング払い」といいます）
- 2 会員が前項第3号の指定をしたときの手数料及び支払金額等については、当社が別途定める場合を除き、ショッピングサービス利用時にリボルビング払いの指定があったものとして取り扱います。

第67条（手数料）

会員がリボルビング払いを指定した場合の毎月の手数料額は、前月支払期日翌日から当月支払期日までの期間におけるリボルビング払いの未決済残高（付利単位1円）に対し、当社が別紙「ショッピングサービス」の「3.リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等」に定める手数料率により年365日（閏年は366日）で日割計算した金額を1か月分とし、当月の支払期日にお支払いいただきます。但し、手数料計算の対象となる期間については、次の各号の定めに従います。なお、端数が生じた場合は、小数点以下を切り捨てするものとします。

- （1）随時リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

（２）自動リボルビング払い

新規にご利用した代金は、利用日から起算して最初に到来する当該利用代金の支払期日の翌日から手数料計算の対象とします。

（３）事後リボルビング払い

変更前の各支払区分の最初に到来する締切日（利用日が15日の場合はその日）の翌日から手数料計算の対象とします。

2 前項にかかわらず、当社が別途定める場合の手数料及び支払金額等については、サービスサイトに定めます。

第68条（支払額及び支払期日）

- 1 本会員は、会員がリボルビング払いを指定した場合において、各回の支払額として当社があらかじめ設定し又は会員が当社指定の上限額を超えない範囲において当社指定の方法により指定した金額（但し、5千円又は1万円以上1万円単位とします）（以下併せて「指定支払額」といいます）に、前条に定める手数料を加算した金額を、各回のショッピング利用代金の支払金額（以下「弁済金」といいます）として、第29条の定めに従い翌月の支払期日にお支払いいただきます。
- 2 前項にかかわらず、締切日までのリボルビング払いの未決済残高が指定支払額に満たないときはその未決済残高に、前条に定める手数料を加算した金額を弁済金として、当該締切日に係る翌月の支払期日にお支払いいただくものとします。また、会員が希望し当社が適当と認めた場合は、ボーナス支払月にボーナス増額支払額（1万円以上1万円単位）を加算した額を弁済金として支払う方法とすることができます。
- 3 なお、ご利用日によっては、第29条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第69条（繰上返済）

本会員は、当社が別紙「キャッシングサービス及びショッピングサービス」の「1.繰上返済の可否及び方法」に定める繰上返済の方法及び条件により、リボルビング払いに係る債務の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

第70条（サービス利用後の取消し）

リボルビング払いの対象となるショッピングサービス利用後に、第60条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、会員は第67条に定める手数料を支払う義務を負いません。当社は、リボルビング払いの対象となるショッピングサービス利用後に、第60条第2項に定める取引の取消しがあった場合であって、本会員から当該取消しがあった取引につ

いて第67条に定める手数料を徴収していた場合、当社指定の方法で徴収した手数料を本会員へ返還するものとします。

第4節 ショッピング利用代金の分割払い

第71条（分割払いの指定）

1 会員がショッピングサービスを利用した場合に分割払いを指定するときは、次のいずれかの方法により指定してください。

（1）加盟店におけるご利用の際、カードサービス利用の都度、分割払いをその場で指定する方法

なお、ケータイiD又はdカードiD機能を使用してiDサービスを使用する場合や、ご利用金額が一万円に満たない場合、原則として本号に定める分割払いの指定はできません。また、分割払いの指定の結果、1回あたりの分割支払金額が100円未満となる場合、分割払いは利用できず、1回払いとなります。

（2）会員が、各ショッピング利用代金について1回払い、2回払い又はボーナス払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに支払区分の変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、ショッピング利用代金の支払区分を分割払いに変更する方法

2 会員が前項第2号の指定をしたときの手数料及び分割支払金額等について、当社が別途定める場合を除き、ショッピングサービス利用の際に分割払いの指定があったものとして取り扱い、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とします。

3 会員は、第1項に基づき分割払いの指定をした後、当社が定める日までに、変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、支払回数の変更若しくはボーナス併用分割払いへの変更又はその両方の変更をすることができます。

第72条（手数料等）

会員が分割払いを指定したときの支払回数、実質年率及び分割払手数料は、別紙「ショッピングサービス」の別表「1.分割払いの返済方法・回数・手数料等」のとおりとなり、本会員は、これをお支払いいただきます。但し、24回を超える支払回数は、当社が適当と認めた場合のみ指定することができます。また、ボーナス併用分割払いの場合には、実質年率が別表と異なることがあります。

2 当社が別途定める場合の手数料及び支払金額等については、サービスサイトに定めます。

第73条（支払総額及び支払期日）

分割払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、加盟店におけるショッピングサービスを利用した取引の代金（以下「ショッピング取引代金」といいます）に前条の分割払手

数料を加算した金額となります。また、分割支払金額は、上記ショッピング利用代金の支払総額を支払回数で除した金額（端数は最終回算入）とし、第29条の定めに従い翌月の支払期日からお支払いいただきます。なお、ご利用日によっては、第29条第2項に定める事由により、初回の支払期日が遅れることがありますので、ご了承ください。

第74条（ボーナス併用分割払い）

- 1 ボーナス併用分割払いのボーナス支払月は、1月及び8月とし、本会員は、最初に到来したボーナス支払月から、各ボーナス支払月の支払期日に、本条に基づく加算額を月々の支払金に加算してお支払いいただきます。
- 2 この場合、ボーナス支払月の加算総額は、1回当りのショッピング取引代金の50%（端数が生じた場合は小数点以下を毎月の分割支払額に算入）とし、各ボーナス支払月の加算額は、加算総額をボーナス併用回数で均等分割（端数は毎回の分割支払額に算入）した金額とします。
- 3 前二項にかかわらず、当社が認めた場合には、ボーナス支払月については、夏期6月・7月・8月、冬期12月・1月・2月のいずれかから、ボーナス支払月の加算総額については、1回当りのショッピング取引代金の50%以内で、それぞれお客様が指定することができます。

第75条（繰上返済）

本会員は、当社が別紙「キャッシングサービス及びショッピングサービス」の「1.繰上返済の可否及び方法」に定める繰上返済の可否及び方法により、分割払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。この場合、本会員が当初の契約のとおりショッピング利用代金の分割支払額の支払を履行し、かつ約定支払期間の途中で残金全額を一括して支払ったときには、本会員は78分法又はそれに準ずる当社所定の計算方法により算出された期限未到来の分割払手数料のうち当社指定の割合による金額の払戻しを当社に請求することができます。

第76条（サービス利用後の取消し等）

分割払いの対象となるショッピングサービス利用後に第60条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、会員は第72条に定める手数料を支払う義務を負いません。当社は、第60条第2項に定める取引の取消しがあった場合であって、本会員から当該取消しがあった取引について第72条に定める手数料を徴収していた場合、当社指定の方法で徴収した手数料を本会員へ返還するものとします。

第5節 ショッピング利用代金のスキップ払い

第77条（スキップ払いの指定）

- 1 会員がショッピングサービスを利用した場合にスキップ払いを指定するときは、会員が、各ショッピング利用代金について1回払いの指定をした後、当社が適当と認めた会員が、当社の定める日までに支払区分の変更の申出を行い、当社が適当と認めた場合に、ショッピング利用代金の支払区分をスキップ払いに変更する方法により指定することができます。
- 2 会員が前項の指定をしたときの手数料及び支払金額等について、当社が別途定める場合を除き、ショッピングサービス利用の際にスキップ払いの指定があったものとして取り扱い、変更前の各支払区分の各締切日をもとに手数料計算の対象とします。

第78条（手数料等）

会員がスキップ払いを指定したときの実質年率及びスキップ払い手数料は、別紙「ショッピングサービス」の「6. スキップ払いの弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等」のとおりとなり、本会員は、これをお支払いいただきます。

- 2 当社が別途定める場合の手数料及び支払金額等については、サービスサイトに定めます。

第79条（支払総額及び支払期日）

スキップ払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、ショッピング取引代金に、前条のスキップ払い手数料を加算した金額となります。また、スキップ払いの場合のショッピング利用代金の支払総額は、当初の支払期日の属する月の翌月から5か月後の月までのうち、会員が指定した月の10日にお支払いいただきます。ただし、当該支払月の10日が金融機関休業日の場合は翌営業日を支払期日とします。

第80条（繰上返済）

本会員は、当社が別紙「キャッシングサービス及びショッピングサービス」の「1. 繰上返済の可否及び方法」に定める繰上返済の可否及び方法により、スキップ払いに係る債務を一括して繰り上げて返済することができます。

第81条（サービス利用後の取消し等）

スキップ払いの対象となるショッピングサービス利用後に第60条第2項に定める取引の取消しがあった場合には、会員は第78条に定める手数料を支払う義務を負いません。当社は、第60条第2項に定める取引の取消しがあった場合であって、本会員から当該取消しがあった取引について第78条に定める手数料を徴収していた場合、当社指定の方法で徴収した手数料を本会員へ返還するものとします。

〈第3章 その他〉

第82条（見本・カタログ等と現物の相違）

会員が日本国内の加盟店と見本又はカタログ等により商品の購入又はサービス提供（以下総称して「商品等」といいます）の取引を行った場合において、引き渡された商品等が見本又はカタログ等と相違しているときは、会員は、加盟店に商品等の交換請求又は当該売買契約の解除をすることができます。

第83条（支払停止の抗弁）

- 1 本会員は、2回払い、ボーナス払い、リボルビング払い、分割払い又はスキップ払いにより購入した商品等（商品、権利、役務を含み、権利については割賦販売法の指定権利に限ります）について次に掲げる事由があるときは、割賦販売法の規定に基づき、かつ当該規定の範囲内で、当該事由が解消されるまでの間、当社に対し当該事由に係る商品等について支払を停止することができます。
 - （1）商品等の引渡し又はサービスの提供がなされないこと
 - （2）商品等に破損、汚損、故障など商品等の種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しない場合があること
 - （3）その他商品等の販売又は提供について、会員と加盟店との間で法的な根拠のある紛議が生じていること
- 2 当社は、本会員が前項の支払停止を行う旨を当社に申し出たときは、直ちに指定の手続きを採ります。
- 3 本会員は、前項の申出をするときは、あらかじめ当該事由の解消のため、加盟店と交渉を行うよう努めてください。
- 4 本会員は、本条第2項の申出をしたときは、速やかに当該事由を記載した書面及び資料がある場合はその資料を当社に提出するよう努めてください。また、会員は、当社が当該事由について調査をするときは、その調査に協力してください。
- 5 本条第1項の場合であっても、次のいずれかに該当するときは、本会員は、当社に対する支払を停止することができません。この場合、dカードサービスの利用による取引上の紛議は、会員と加盟店との間で解決してください。
 - （1）売買契約等が割賦販売法第35条の3の60第1項に該当するとき
 - （2）リボルビング払いの場合であって、1回のショッピングサービス利用に係る現金価格が3万8千円に満たないとき
 - （3）2回払い、ボーナス払い、分割払い又はスキップ払いの場合であって、1回のショッピングサービス利用に係る支払総額が4万円に満たないとき
 - （4）本会員による支払の停止が第10条第7項に違反するなど信義に反すると認められるとき
- 6 本会員は、当社がショッピング利用代金の残高から本条第1項による支払の停止額に相当する額を控除して請求したときは、控除後のショッピング利用代金の支払を継続してください。

第3部 キャッシングサービス

〈第1章 キャッシングサービスの種類〉

第84条（キャッシングサービスの種類）

当社のキャッシングサービスの利用方法には、次の種類があります。

（1）「キャッシング1回払い」

・キャッシング1回払い（国内）

キャッシング利用代金を一括して返済することを前提として、日本国内で現金を借り受ける方法（以下「国内キャッシング」といいます）

・キャッシング1回払い（海外）

キャッシング利用代金を一括して返済することを前提として、日本国外において現金を借り受ける方法（以下、「海外キャッシング」といいます）

なお、日本国外におけるキャッシングサービスのご利用は、海外キャッシングによるものとします。

（2）「キャッシングリボ」

キャッシング利用代金を毎月元金定額のリボルビング払いにより返済することを前提として日本国内において現金を借り受ける方法

第85条（キャッシングサービスの種類の指定及び変更）

- 1 会員は、キャッシングサービスの利用に際して、支払方法を指定することで、キャッシング1回払い又はキャッシングリボのいずれによる利用であるかを選択することができます。但し、日本国外におけるキャッシングサービスのご利用は、キャッシング1回払いのみがご利用いただけます。
- 2 会員がキャッシング1回払いを利用した後、当社が定める日までに、当社が定める方法により、キャッシングリボへの変更を申し出た場合で、当社がこれを適当と認めたときは、キャッシングリボに変更することができます。この場合、当社は、利息の計算につき、キャッシング1回払いのご利用日当日にキャッシングリボの利用と指定されたものとして取り扱います。

〈第2章 キャッシング1回払い（国内キャッシング・海外キャッシング）〉

第86条（キャッシング1回払いの利用方法・取引目的）

- 1 会員は、キャッシング1回払いとして、当社が別紙「キャッシングサービス」の「1. キャッシングサービスのご利用方法」に定める方法により、国内キャッシングは日本国内

において、海外キャッシングは日本国外において、第10条第2項第4号のキャッシングサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合は、生計費資金及び事業費資金とすることを目的とします。

- 2 海外キャッシングによる現金を現地通貨で交付した場合であっても、海外キャッシングの借入金元金は、第30条の定めにより換算された円貨とします。

第87条（キャッシング1回払いの利率及び利息の計算）

- 1 キャッシング1回払いの利率は、国内キャッシング及び海外キャッシングともに、当社所定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお、現在の利率は、当社が別紙「キャッシングサービス」の「2. キャッシングサービスの返済方法・回数・利率等」に定めるとおりです。
- 2 本会員がdカードサービスに係るサービス区分を変更したときは、キャッシング1回払いの利率は、国内キャッシング及び海外キャッシングともに、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。
- 3 本会員は、キャッシング1回払いの借入金について、国内キャッシング及び海外キャッシングともに、借入日の翌日から支払期日までの期間に対して前項の利率により算出される利息（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位1円とし、小数点第一位以下切捨て）を支払うものとします。

第88条（キャッシング1回払いに係るキャッシング利用代金の支払）

- 1 キャッシング1回払いの借入金の返済方法は、国内キャッシング及び海外キャッシングともに、元利を一括した1回払いとなります。
- 2 本会員は、キャッシング1回払いの借入金の返済として、国内キャッシング及び海外キャッシングともに、第29条第2項に定める締切日までに会員が利用した借入金元金、前条の利息及び第92条のATM等手数料との合計金額を、第29条の定めに従い、当該締切日の翌月に係る支払期日にお支払いただきます。

〈第3章 キャッシングリボ〉

第89条（キャッシングリボの利用方法・取引目的）

会員は、キャッシングリボとして、当社が別紙「キャッシングサービス」の「1. キャッシングサービスのご利用方法」に定める方法により、第10条第2項第4号のキャッシングサービスの利用枠の範囲内で生計費資金とすることを目的として当社から現金を借り受けることができます。但し、本会員が個人事業主の場合は、生計費資金及び事業費資金とするこ

とを目的とします。

第90条（キャッシングリボの利率及び利息の計算）

- 1 キャッシングリボの利率は、当社指定の利率とします。適用される利率が利息制限法の適用の結果、同法の上限利率を超えるものになる場合には、適用利率は利息制限法の上限利率まで当然に下げられるものとします。なお、現在の利率は、当社が別紙「キャッシングサービス」の「2. キャッシングサービスの返済方法・回数・利率等」に定めるとおりです。
- 2 本会員がdカードサービスに係るサービス区分を変更したときは、キャッシングリボの利率は、変更後のサービス区分に従った利率が適用されます。
- 3 本会員は、キャッシングリボの借入金について、前月支払期日の翌日から当月支払期日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出された利息（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位1円）を支払うものとします。但し、新規にご利用したキャッシングリボの代金の最初に到来する支払期日については、キャッシングリボの利用日の翌日から最初に到来する支払期日までの日々の残高に対し、前二項の利率により算出された利息（年365日（閏年は366日）の日割計算、付利単位1円、小数点第一位以下切捨て）を支払うものとします。

第91条（キャッシングリボに係るキャッシング利用代金の支払）

- 1 キャッシングリボの借入金の返済方法は、毎月元金定額返済とします。毎月の返済額は、利用枠に応じて当社が設定又は変更することができるものとします。但し、本会員が希望し当社が適当と認めた場合は、返済額を変更し、又はボーナス月元金増額返済によることができます。
- 2 本会員は、キャッシングリボの借入金の返済として、当社が指定した返済元金、前条の利息及び第92条のATM等手数料との合計金額を、第29条の定めに従い、第29条第2項に定める締切日の翌月に係る支払期日に支払うものとします。

〈第4章 キャッシングサービスに関するその他の取扱い〉

第92条（ATM機等利用時の手数料）

- 1 会員は、当社の提携金融機関等が日本国内に設置しているATM機等（以下「国内ATM機等」といいます）を利用して国内キャッシング又はキャッシングリボで、現金を借り受け、又は当該借入金を、国内ATM機等を利用して臨時に返済する場合、法令の範囲内で当社が第3項に定めるATM等手数料を負担するものとします。その場合は、国内キャッシング又はキャッシングリボの借入金等と同時に支払いただきます。

- 2 会員は、当社が指定する日本国外に設置されたＡＴＭ機等（以下「海外ＡＴＭ機等」といいます）を利用して海外キャッシングで現金を借り受け、又は当該借入金を、国内ＡＴＭ機等を利用して臨時に返済する場合、法令の範囲内で当社が第３項に定めるＡＴＭ等手数料を負担するものとします。その場合は、海外キャッシングの借入金等と同時に支払いただきます。なお、海外ＡＴＭ機等を利用しての借入金の返済はできません。
- 3 前二項に定めるＡＴＭ等手数料（以下「ＡＴＭ等手数料」といい、ＣＤ機を利用した場合の手数料を含みます）は、利用金額・返済金額が１万円以下の場合は１１０円（税込）、利用金額・返済金額が１万円を超える場合は２２０円（税込み）とします。

第９３条（繰上返済）

本会員は、当社が別紙「キャッシングサービス及びショッピングサービス」の「１．繰上返済の可否及び方法」に定める繰上返済の方法及び条件により、キャッシング利用代金の借入金の全部又は一部を繰り上げて返済することができます。

第９４条（遅延損害金）

本会員がキャッシング利用代金の支払を遅滞した場合には、お支払いいただくべき元金に対し支払期日の翌日から完済まで、また、期限の利益を喪失した場合には、残元金全額（付利単位１円）に対し期限の利益喪失の翌日から完済の日まで、それぞれ年２０．０％を乗じ年３６５日（閏年は年３６６日）で日割り計算した額（小数点第一位以下切捨て）の遅延損害金をお支払いいただきます。

第９５条（キャッシング利用時及び支払時の書面の交付）

- 1 当社は、本会員の契約申込み時の承諾に基づき、貸金業法第１７条第１項及び同法第１８条第１項に規定される書面（以下総称して「１７条書面等」といいます）に代えて、貸金業法第１７条第６項及び同法第１８条第３項に規定される要件を満たす、第２９条第３項に規定する利用代金明細情報の書面を交付することができます。
- 2 前項の承諾をした本会員は、いつでも前項に定める書面の交付に関する承諾を撤回することができるものとします。なお、その場合に交付される１７条書面等は、当社が別途指定する日より交付を開始(若しくは再開)するものとします。
- 3 貸金業法第１７条第１項の規定により交付する書面又は本条第１項に基づき当社が交付する書面に記載する返済期間、返済期日、返済回数又は返済金額は、当該書面に記載されたキャッシングサービスの利用の後に行われる追加利用又は繰上返済等により変動することがあります。

※ 貸金業法施行日（２００７年１２月１９日）以前にｄカード契約を締結した本会員は、当社から上記第９５条第１項の記載事項に関する通知の送付を初めて受領した後１か月以内に、当社に対して異議を申し立てることができるものとし、異議を申し立てない場合には、

上記第95条第1項の承諾をしたものとみなします。

附則（2022年6月1日）

1. 本規約は、2022年6月1日から適用されるものとします。

附則（2023年1月24日）

1. 本規約は、2023年1月24日から適用されるものとします。

附則（2023年5月31日）

1. 本改定規約は、2023年7月31日から適用されるものとします。

但し、第19条第4項、第27条第3項、第56条第2項乃至第4項の改定規定は2023年8月22日より、第10条第5項及び第7項、第35条第2項乃至第5項、第36条第1項、第83条第5項の改定規定は2023年12月1日より適用されるものとします。

附則（2023年7月1日）

1. 本規約は、2023年7月1日から適用されるものとします。

附則（2024年1月24日）

1. 本規約は、2024年1月31日から適用されるものとします。但し、前文の改定は、2024年10月1日から適用されるものとします。

2. カード会員番号が「4980」、「5302」、又は「5334」からはじまるdカード及び当該dカードに紐づく会員番号のご利用に関しては、2024年10月1日以降も従前のおりカード会員番号が「4980」、「5302」又は「5334」からはじまるdカードにかかる「dカード利用規約（会員規約）」（以下、旧dカード利用規約といいます）が適用されます。なお、旧dカード利用規約の詳細については、旧dカード利用規約第2条第45号に規定されるサービスサイト<<https://dcard.docomo.ne.jp>>（当該URL配下のインターネットウェブサイトを含み、当社がそのURLを変更した場合は、変更後のURLとします）において公表する各種規約をご確認ください。

附則（2024年7月18日）

1. 本規約は、2024年8月1日から適用されるものとします。

附則（2024年11月8日）

1. 本規約は、2024年12月9日から適用されるものとします。

附則（2024年11月22日）

1. 本規約は、2024年11月25日から適用されるものとします。

但し、第27条第3項の改定規定は2024年12月22日より適用されるものとします。

附則（2024年12月6日）

1. 本規約は、2024年12月9日から適用されるものとします。

附則（２０２５年２月２６日）

- １．本規約は、２０２５年２月２７日から適用されるものとします。

附則（２０２５年６月４日）

- １．本規約は、２０２５年６月５日から適用されるものとします。

附則（２０２５年７月２８日）

- １．本規約は、２０２５年８月２８日から適用されるものとします。

附則（２０２５年１２月１０日）

- １．本規約は、２０２５年１２月１２日から適用されるものとします。

附則（２０２６年４月１７日）

- １．本規約は、２０２６年５月１８日から適用されるものとします。

附則（２０２６年５月８日）

- １．本規約は、２０２６年７月１日から適用されるものとします。

附則（２０２６年５月１１日）

- １．本規約は、２０２６年５月１８日から適用されるものとします。

附則（２０２６年６月１７日）

- １．本規約は、２０２６年７月１日から適用されるものとします。

以上

【別紙】

【キャッシングサービス】

1. キャッシングサービスのご利用方法

	本会員			家族会員		
	キャッシング 1 回 払い		キ ャ ッ シ ン グ リボ	キャッシング 1 回 払い		キ ャ ッ シ ン グ リボ
	国 内 キ ャ ッ シ ン グ	海 外 キ ャ ッ シ ン グ		国 内 キ ャ ッ シ ン グ	海 外 キ ャ ッ シ ン グ	
当社が指定する ATM 機等で、 暗証番号を入力して所定の操 作をし、直接現金を受領する方 法	○	○	○	○	○	○
国際提携組織と提携した日本 国外の金融機関の本支店のう ち当社の指定する店舗におい て d カードを提示し、所定の伝 票に署名し、直接現金を受領す る方法	—	○	—	—	○	—
電話・インターネット等で申込 みを行い、借入金を決済口座へ の振込みにより受領する方法	○	—	○	—	—	—
あとからキャッシングリボの 申込みを行い、キャッシング 1 回払い（国内キャッシング・海 外キャッシング）の借入金をキ ャッシングリボへ変更する方 法	—	—	○	—	—	○

※キャッシングサービスは、d カードのみ対応しています。ケータイ iD ではご利用できません。上記で○となっている場合であっても、ATM機等や店舗の制約によってサービスがご利用いただけないことがあります。

2. キャッシングサービスの返済方法・回数、利率等

名称	返済方法	返済期間・返済回数	実質年率
キャッシング 1回払い (国内キャッシング・海外キャッシング)	元利一括返済	23日～56日(但し暦による)・ 1回	dカード会員 …実質年率18.0% dカード GOLD U 会員 …実質年率15.0% dカード GOLD 会員 …実質年率15.0% dカード PLATINUM 会員…実質年率15. 0%
キャッシング リボ	毎月元金定額 返済又はボー ナス月元金増 額返済併用	最長4年2か月・50回(ご利用枠 50万円、元金定額毎月返済額1 万円、50万円ご利用の場合) ※返済期間・回数はご利用内容に よって異なります。	dカード会員 …実質年率18.0% dカード GOLD U 会員 …実質年率15.0% dカード GOLD 会員 …実質年率15.0% dカード PLATINUM 会員…実質年率15. 0%

※ 担保・保証人…不要

※ 元本・利息以外の金銭の支払…ATM等手数料(取扱金額1万円以下:110円(税込)、
取扱金額1万円超:220円(税込)・決済口座の残高不足等による再振替等を行う際にか
かる費用(別途当社の定める金額)。

※ 本会員において、利息が利息制限法第1条第1項に規定する利率を超えるときは、超え
る部分についての支払義務を負いません。

※ 貸金業法第17条第1項の規定により交付する書面又は同第6項で規定する書面に記
載する返済期間、返済回数、返済期日又は返済金額は、当該書面に記載する利用の後に行わ

れる追加利用・繰上返済等により変動することがあります。

※ 毎月の返済額は、ご利用枠変更時点でのご利用枠又はご利用残高により変更となる場合があります。ご利用枠変更時点のご利用枠又はご利用残高が50万円超かつ毎月返済金額が1万円の場合は2万円へ変更。なお、ご利用枠又はご利用残高によって、一度上がった返済額はご利用枠又はご利用残高が減っても下がりにません。

【ショッピングサービス】

1. 分割払いの返済方法・回数、手数料率等

支払回数	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36	42	48	54	60
支払期間 (ヶ月)	3	5	6	10	12	15	18	20	24	30	36	42	48	54	60
実質年率 (%)	12	13.25	13.75	14.25	14.5	14.75	14.75	14.75	14.75	14.75	14.5	14.5	14.5	14.25	14.25
利用代金 100円当 りの分割 手数料の 額(円)	2.01	3.35	4.02	6.70	8.04	10.05	12.06	13.40	16.08	20.10	24.12	28.14	32.16	36.18	40.20

2. 分割払いのお支払い例

ショッピング利用代金50,000円、10回払いの場合

- (1) 分割払手数料 … 50,000円 × (6.70円/100円) = 3,350円
 (2) 支払総額 … 50,000円 + 3,350円 = 53,350円
 (3) 分割支払額 … 分割支払額は100円単位とし、端数が出た場合は最終回に算入

$$53,350円 \div 10回 = 5,335円より、$$

- ・初回～9回目お支払額… 5,335円 - 35円 = 5,300円
- ・最終回お支払額… 5,300円 + (35円 × 10回) = 5,650円

3. リボルビング払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等

弁済時期 毎月15日に締め切り、翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に、一定の元金に手数料を加えてお支払いただきます。

- ・手数料率 実質年率15.0%
- ・弁済金算定方法 会員があらかじめ指定した毎月の指定支払額（元金）に、締切日のリボルビング払い利用残高に15.0%をかけて、年365日（閏年は366日）で日割り計算した手数料を加えた金額とします。

4. 随時リボルビング払い（店頭リボ払い）及び事後リボルビング払い（あとからリボ）のお支払い例

（指定支払額1万円、実質年率15.0%の場合）

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

（1）手数料（9月16日から10月10日までの分。）

$$\cdots 50,000\text{円} \times 15.0\% \times 25\text{日} \div 365\text{日} = 513\text{円}$$

（2）指定支払額 $\cdots 10,000\text{円}$

（3）弁済金 $\cdots 10,513\text{円}$ （（1）513円+（2）10,000円）

（4）お支払い後残高 $\cdots 50,000\text{円} - 10,000\text{円} = 40,000\text{円}$

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

（1）手数料（10月11日から11月10日までの分。）

$$\cdots 40,000\text{円} \times 15.0\% \times 31\text{日} \div 365\text{日} = 509\text{円}$$

（2）指定支払額 $\cdots 10,000\text{円}$

（3）弁済金 $\cdots 10,509\text{円}$ （（1）509円+（2）10,000円）

（4）お支払い後残高 $\cdots 30,000\text{円}$ （40,000円-10,000円）

5. 自動リボルビング払い（こえたらリボ）のお支払い例

8月16日から9月15日までに50,000円ご利用の場合

◆初回（10月10日）お支払い（ご利用残高50,000円）

（1）指定支払額 $\cdots 10,000\text{円}$

（2）手数料 $\cdots$ ありません

（3）弁済金 $\cdots 10,000\text{円}$ （1）

（4）お支払い後残高 $\cdots 50,000\text{円} - 10,000\text{円} = 40,000\text{円}$

◆第2回（11月10日）お支払い（ご利用残高40,000円）

（1）手数料（10月11日～11月10日までの分。9月16日から10月10日までの分は手数料がかかりません）

$$\cdots 40,000\text{円} \times 15.0\% \times 31\text{日} \div 365\text{日} = 509\text{円}$$

（2）指定支払額 $\cdots 10,000\text{円}$

（3）弁済金 $\cdots 10,509\text{円}$ （（1）509円+（2）10,000円）

（4）お支払い後残高 $\cdots 30,000\text{円}$ （40,000円-10,000円）

6. スキップ払い弁済時期・手数料率、弁済金算定方法等

・弁済時期 ご指定のお支払い月の10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）にお支払いいただきます。

・手数料率 実質年率12.0%

・弁済金算定方法 スキップ払いのショッピング利用代金に対し、当初の支払日翌日から変更後の支払日迄の日数に年利365分の1（閏年は366日）を乗算して計算した手数料を加えた金額とします。

7. スキップ払いのお支払い例

・手数料率 実質年率12.0%

ショッピング利用代金100,000円、支払日を5月10日から8月10日(92日後)に変更した場合

$$(1) \text{ スキップ払い手数料 } \cdots 100,000 \text{ 円} \times 12.0\% \times 92 \text{ 日} \div 365 \text{ 日} \\ = 3,024 \text{ 円}$$

$$(2) \text{ 支払総額 } \cdots 100,000 \text{ 円} + 3,024 \text{ 円} = 103,024 \text{ 円}$$

【キャッシングサービス及びショッピングサービス】

1. 繰上返済の可否及び方法

	ショッピング1回払い	ショッピング2回払い・ボーナス払い・スキップ払い	ショッピングリボ・ルビング払い	ショッピング分割払い	キャッシング1回払い		キャッシングリボ
					国内キャッシング	海外キャッシング	
当社が別途定める期間において、当社の提携金融機関の日本国内のATM機等から入金して返済する方法	×	×	○	×	○	○	○
当社が別途定める期間に事前に当社に申し出ることにより、支払期日に口座振替により返済する方法	—	○	○	○ (全額返済のみ可)	—	—	○
当社が別途定める期間に事前に当社に申し出の上、振り込み等により当社指定口座に入金する方法(振込手数料は本会員に負担いただきます)	○	○	○	○ (全額返済のみ可)	○	○	○

※1 全額繰上返済：分割払い以外の場合、日割計算にて返済日までの手数料又は利息を併せて支払うものとします。分割払いの場合、期限未到来の分割払手数料のうち当社所定の割

合による金額の払戻しを当社に請求できます。

※2 一部繰上返済：原則として返済金の全額を元本の返済に充当するものとし、次回以降の支払期日に、日割計算にて元本額に応じた手数料又は利息を支払うものとします。

※3 締切日までの同一期間内に利用したキャッシング 1 回払いのご利用代金は、当社が別途定める期間において当社の提携金融機関の ATM 機等から入金して返済する方法にて全額繰上返済又は一部繰上返済が可能です。

※4 本会員は、家族会員を本会員の代理人として、家族会員用 d カード又は家族会員用 d カードのカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM 機等で繰上返済を行わせることができます。家族会員用 d カード又は家族会員用のカード会員番号を用いて当社の提携金融機関の ATM 機等で繰上返済の手続きの全部又は一部（手続きが途中で中止された場合を含みます）が行われた場合は、家族会員が本会員の代理人として当該手続きを行ったものとみなします。この場合、家族会員に対し、当該繰上返済の対象となる残高（本会員の d カード及び家族会員用 d カード並びにそれらのカード会員番号の利用に基づく合計残高）が開示されます。

※5 提携金融機関の ATM 機等の仕様により、全額繰上返済できない場合がございます。

※6 繰上返済の予定を申し出後に第 60 条第 2 項に定める取引の取消し又は自動リボリング払いの解除を行った場合等、タイミングや残高状況によっては繰上返済の予定が取り消される可能性があります。

2. 支払停止抗弁・規約に関するご相談窓口

・商品等についてのお問合せ、ご相談は d カードサービスをご利用された加盟店に直接ご連絡ください。

・本規約についてのお問合せ、ご相談及び第 83 条第 4 項に定める支払停止の抗弁に関する書面については、下記の当社ご相談窓口までご連絡ください。

<d カードセンター>： 0120-088-360

（支払停止の抗弁に関する書面の送付先）

〒170-0013

東京都豊島区東池袋 4 丁目 5 番 2 号

ライズアリーナビル 9F

NTT ドコモ・フィナンシャルグループ d カードセンター 支払停止抗弁 担当

貸金業務に係る紛争解決については、下記までご連絡願います。

（当社が契約する指定紛争解決機関）

日本貸金業協会 貸金業相談・紛争解決センター

〒108-0074 東京都港区高輪 3-19-15

電話番号 03-5739-3861

反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意

私（本会員）は、以下の事項に同意します。

①貴社との取引に際し、現在、次の各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約いたします。

1. 自ら（法人その他の団体にあつては、自らの役員を含みます）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等その他これらに準じる者（以下総称して「暴力団員等」といいます）であること。
2. お客さまが法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること。
3. お客さまが法人その他の団体の場合にあつては、暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
4. 自ら若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって取引を行うなど、暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること。
5. 暴力団員等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること。
6. お客さまが法人その他の団体の場合にあつては、自らの役員又は自らの経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること。

②自ら又は第三者を利用して次の各号のいずれかに該当する行為を行わないことを確約いたします。

1. 暴力的な要求行為
2. 法的な責任を超えた不当な要求行為
3. 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
4. 風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて貴社若しくはドコモの信用を毀損し、又は貴社若しくはドコモの業務を妨害する行為
5. その他前各号に準ずる行為

③私が上記①の各号のいずれかに該当し、若しくは②の各号のいずれかに該当する行為をし、又はそのおそれがあると貴社が判断する場合には、貴社が調査を行い、また、必要に応じて資料の提出を求めることを承諾し、これに応じるものとします。

④私が次の各号のいずれかに該当する場合には、dカードサービスの利用が停止され、又はdカード契約の解約により会員資格を喪失しても異議を申しません。また、その場合、当然に本規約に基づく債務にかかる期限の利益を失うことを承諾し、貴社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

1. 上記①の各号のいずれかに該当する場合
2. 上記②の各号のいずれかに該当する行為をした場合
3. 上記③の調査等に応じない場合
4. 上記①に基づく表明・確約又は上記

③の調査等に関して虚偽の申告をした場合

⑤上記④に定める d カードサービスの利用停止、d カード契約の解約及び本規約に基づく債務にかかる期限の利益の喪失により損害が生じた場合でも一切私の責任といたします。